

令和2年第2回定例会

西川町議会会議録

令和2年 6月3日 開会

令和2年 6月5日 閉会

西川町議会

令和二年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和二年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和2年第2回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	6
議案の上程.....	10
提案理由の説明.....	10
人事案の審議・採決.....	14
請願の常任委員会付託.....	15
散会の宣告.....	15

第 2 号 (6月4日)

議事日程.....	17
出席議員.....	18
欠席議員.....	18
説明のため出席した者.....	18
事務局職員出席者.....	18
開議の宣告.....	19
一般質問.....	19
佐藤 仁 議員.....	19
菅野 邦比克 議員.....	37

佐藤光康議員.....	51
散会の宣告.....	64

第 3 号 (6月5日)

議事日程.....	65
出席議員.....	67
欠席議員.....	67
説明のため出席した者.....	67
事務局職員出席者.....	67
その他(報告者).....	67
開議の宣告.....	68
日程の追加.....	68
議案の審議・採決.....	68
報告第2号.....	109
報告第3号.....	110
報告第4号.....	111
請願の審査報告.....	113
閉会中の継続調査申出.....	115
日程の追加.....	115
意見書の提出について.....	115
閉議・閉会の宣告.....	117
署名議員.....	119

令和 2 年 6 月 3 日

令和2年第2回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月3日(水)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第5号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

議第28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

議第29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の設定について

議第30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

議第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議第32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について

議第33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第36号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第3号)

議第37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第5号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

日程第 8 請願の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	兼 町民税務課長 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第2回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、佐藤耕二議員、8番、佐藤幸吉議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から6月5日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月5日までの3日間と決定しました。

議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

村山地方町村議会議長会の定例総会が5月25日に朝日町で開催されました。

総会では、令和元年度事業及び決算が報告され、令和2年度の事業計画及び予算が決定されました。基本方針として、新型コロナウイルス感染症により、今後、地域経済に与える影響が懸念される状況の中、地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、村山地方7町議会が緊密に相互連携し、自己研さんと積極的政治活動を進め、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図ることにより、地域振興に寄与することが決定されました。

また、総会の席上、伊藤哲治議員が、これまでの議員活動の功績により、村山町村議会議長会より表彰を受けられております。今後のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月19日に開催予定でありました西村山議長協議会総会は延期、5月25日に開催予定でありました山形県町村議会議長会正副議長全国研修会は中止、6月1日に開催予定でありました山形県町村議会議長会臨時総会は延期となっております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策における議会としての取組状況について報告いたします。

去る5月14日、議会といたしまして、感染予防対策、生活支援対策、事業所・商店支援対策など7分野12項目についての新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出いたしております。小川町長におかれましては、要望内容を十分にご検討くださり、ご考慮いただきますようお願いいたします。

また、第1回臨時会並びに第2回臨時会における新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業、予算等をお知らせする臨時の議会だよりを5月15日付で発行しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ終息が見えない中、議会といたしましても今後とも継続してその対策に取り組んでいく所存であります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 登壇〕

7番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

3月25日に開催されました令和2年第1回定例会の報告をいたします。

議第6号では、令和2年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出それぞれ16億1,740万7,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して1億5,877万1,000円の増額となるものであります。

議第7号では、令和2年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について、歳入歳出それぞれ10億732万3,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して4,938万1,000円の減額となるものであります。

議第8号では、令和2年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計予算について、歳入歳出それぞれ2,694万7,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して180万円の増額となるものであります。

議第9号では、西村山広域行政事務組合監査条例の一部改正について、議第10号では、西村山広域行政事務組合消防施設整備基金条例の制定について賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして、誠にあり

がとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全国に出されておりました緊急事態宣言は、5月8日に本県など39県、5月21日には3府県の計42府県が解除され、残る首都圏1都3県と北海道が5月25日に解除されたことに伴い、全面解除されました。

緊急事態宣言中、本県では4月25日から5月10日までの期間、県知事から飲食店、屋内運動場及び映画館などの人が集まる施設の休業または夜間営業の自粛要請が出されました。

5月25日、緊急事態宣言全面解除の記者会見で安倍首相は、強制的な外出規制などを実施せず、僅か1か月半で流行をほぼ終息させることができたと強調されまして、国民の協力で謝意を示されておりました。

麓の雪解けとともに月山スキー場がオープンし、大型連休の到来とともに各地区の春祭りが開催されるまさに町民の皆さんと自然が躍動するこの時期に自粛生活を余儀なくされました。県知事の休業要請に応じて活動を自粛されました事業者の皆さん、そして県外との往来や不要不急の外出の自粛など、人と人との接触機会の減少を心がけていただきました町民の皆さんに敬意を表するところであります。

町といたしましても、感染予防、町民生活及び町民経済の支援に努めてまいりました。5月1日の令和2年第2回臨時会後には、町民一律10万円を給付する特別定額給付金給付事業のほか、国の持続化給付金に町として法人に対しては20万円、個人に対しては10万円をそれぞれかさ上げ給付、さらに山形県緊急経営改善支援金に町として法人に対しては20万円、個人に対しては10万円をそれぞれかさ上げ支援する事業者支援に対応いたしてまいりました。

特別定額給付金給付事業につきましては、受給権のある1,845世帯のうち、本日6月3日の振込までに94%に当たる1,735世帯に給付を行ったところであります。

新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発されていない中で、第2波、第3波に対する備えが必要であります。今後とも、感染予防、町民生活及び町民経済の支援に全力で取り組んでまいります。

次に、令和元年度各会計の収支決算見込みについて申し上げます。

各会計の収支残高につきましては、お配りいたしました決算見込額の表のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

一般会計の収支残高は約2億1,100万円ですが、このうち令和2年度に繰越明許費の財源として4,228万3,000円を繰り越した後の実質収支は1億6,873万円ほどと見込まれ、

地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定による剰余金の処分として財政調整基金に9,000万円の積立処分を行い、残り約7,873万円は令和2年度に繰越しを行う予定であります。

なお、令和元年度末の財政調整基金と減債基金の基金残高であります。財政調整基金13億2,700万円、減債基金8億6,800万円となっております。

次に、令和元年度町税関係の収入見込みについて申し上げます。

令和元年度の現年度普通税調定額は7億5,180万4,056円、収入済額は7億4,631万9,099円で、収納率99.27%と前年度の収納率と比較して0.14ポイント減の見込みとなっておりますが、依然として高い収納率を維持しているところであります。

また、国民健康保険税の現年度調定額は9,630万3,900円、収納済額は9,485万3,300円で、収納率98.49%と前年度と比較して0.7ポイント減、後期高齢者医療保険料は収納率100%となる見込みであります。

令和元年度のいずれの税目でも高い収納率を得ることができましたことは、町民の皆さん、会社関係の皆さんの納税に関する特別なご理解とご協力をいただいたたまものであり、深く感謝申し上げます。

なお、令和2年度に繰り越す滞納繰越額につきましては、普通税1,462万3,027円、国民健康保険税435万4,255円及び介護保険料11万100円の計1,908万7,382円となる見込みであります。

経済動向といたしましては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受けており、本町の税を取り巻く状況は将来の見通しが困難な厳しいものがあります。つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた税の猶予などへの対応も進めるとともに、厳しい経済情勢の中ではありますが、納税意識の高揚や徴収活動をなお一層努力していく所存ですので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、各税目の収入見込額一覧表を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、令和元年度西川町水道事業会計の決算見込み状況について申し上げます。

水道事業収益につきましては、税抜きで1億9,973万9,843円、うち給水収益は1億2,093万2,923円と対前年度比0.3%の減となりました。

水道事業費用につきましては、税抜きで1億9,403万4,854円、対前年度比6.0%の増となり、当期純利益としては570万4,989円を計上することができたところであります。

資本的収入につきましては、県補助金1,280万円、一般会計出資金1,190万3,000円、工事請負費289万6,200円、企業債1,790万円を合わせて4,549万9,200円であり、資本的支出につきましては、委託料5万7,200円、工事請負費は大井沢地区石綿セメント管更新工事等で5,271万3,100円、固定資産購入費は量水器等で35万1,304円、リース債務支払い額263万6,277円、企業債償還金4,028万4,539円、計9,604万2,420円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額5,054万3,220円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額494万5,035円、過年度分損益勘定留保資金4,559万8,185円で補填したものであります。

次に、令和元年度西川町立病院の経営状況について申し上げます。

初めに、患者数の状況につきましては、入院患者数が6,862人で対前年度比509人の増、外来患者数が2万2,927人で対前年度比668人の増となりました。

次に、決算見込みであります。医業収益は対前年度比7.4%の増、医業外収益は5.2%の減となり、収益合計が6億8,464万7,000円、対前年度比759万7,000円、1.1%の増となる見込みであります。

一方、費用であります。医業費用が2.9%の増、医業外費用が9.9%の増であり、費用合計で7億96万9,000円、対前年度比2,092万3,000円、3.1%の増となる見込みで、一般会計から2億7,000万円の繰入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として1,632万1,000円余りを見込むこととなったところであります。

なお、一般会計繰入金前の実質欠損金は2億8,632万1,000円ほどで、対前年度比367万3,000円、1.3%の減となる見込みであります。

次に、令和2年度仁田山放牧場の放牧状況について申し上げます。

仁田山放牧場は、昭和45年から放牧を開始し、今年度で記念すべき50周年となったところであります。今年は少雪による雪解けが早く、牧草の成長も例年より進んでいる中で、5月上旬から入牧準備作業も順調に進み、5月28日に、月山の眺望が美しい快晴の中、入牧式を行ったところであります。入牧作業時には、県中央家畜保健衛生所、さがえ西村山農業協同組合など関係機関の皆さんのご協力をいただいたところであります。

当日の入牧頭数は、乳用牛4頭、肉用育成牛14頭、肉用繁殖牛10頭の計28頭で、うち西川町内牛は12頭となっております。今後、途中入牧頭数は33頭を予定しており、最終的な総放牧頭数は61頭となる見込みであり、10月下旬を下牧予定としております。

以上申し上げます。6月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第5号 西川町町有林運営委員会委員の任命について、議第28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議第29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議第30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について、議第33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第3号）、議第37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）、以上13議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

古澤議長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第5号につきましては、西川町町有林運営委員会委員の任命についてであります。

西川町町有林運営委員会委員、学識経験者の宮林昌弘君は令和2年4月8日をもって辞任したので、その後任者として荒木俊男君を任命するため提案するものであります。

なお、荒木さんの略歴につきましては、皆さんのお手元にお渡ししておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

議第28号につきましては、西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてありますが、西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

議第29号につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてであります。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第30号につきましては、西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第31号につきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第32号につきましては、西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第33号につきましては、西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産の現所有者申告の制度化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による納税者等への影響緩和を図るための措置を講ずるため提案するものであります。

議第34号につきましては、西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定の整備を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金を支給するため提案するものであります。

議第35号につきましては、西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため提案するものであります。

議第36号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,581万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,009万7,000円といたすものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正並びに国・県等支出金の交付決定及び町有施設の修繕などに係る補正、さらに地方債の補正であります。

歳出の主なものから申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴う児童手当臨時特別給付金給付システム改修業務委託料33万円、オンライン会議システム購入費25万6,000円、水沢・大井沢温泉館の除菌脱臭機購入費92万4,000円の計151万円の追加であります。

第3款民生費につきましては、海味温泉の除菌脱臭機購入費46万2,000円、政府の緊急経済対策に基づき、令和2年3月分の児童手当を受給している世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を国が上乘せ支給する子育て世帯臨時特別給付金給付事業費517万円、令和2年度において高校生までの子どもを養育する世帯に対し、その対象者1人当たり1万円を町が支給する西川町子育て世帯臨時特別給付金給付事業費605万円の計1,168万2,000円の追加であります。

第4款衛生費につきましては、65歳以上の方へマスクを送付するため、郵便料18万3,000円の追加であります。

第6款農林水産業費につきましては、東京都品川区児童との交流支援事業22万5,000円、農業経営支援対策のためのアグリマイティ―資金利子補給負担金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金15万7,000円の計38万2,000円の追加であります。

第7款商工費につきましては、町内飲食宿泊券交付事業の郵便料及び送金手数料61万9,000円、町内の宿泊施設へ観光客を呼び戻すための西川町プレミアムつき旅行キャンペーン実施に伴う観光協会地域経済変動対策補助金550万円の計611万9,000円の追加であります。

第10款教育費につきましては、町内出身の学生に米や月山自然水などのふるさとの味の支援の気持ちを届ける学生支援事業業務委託料104万4,000円、児童・生徒1人1台の情報端末

整備を目指すGIGAスクール構想に伴う端末整備費1,707万9,000円、令和2年3月の学校休校に伴う学校給食補償、補填及び賠償金8万3,000円の計1,820万6,000円の追加であります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額3,808万2,000円を追加補正するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきましては、予定されている国の第2次補正予算をはじめ、国及び県の今後の経済対策及び補正予算、町内の動向などを踏まえながら今後さらに編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正以外の補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、住民基本台帳システム改修業務委託料222万5,000円、戸籍附票システム及び戸籍情報システム改修業務委託料642万4,000円、株式会社大沼破産による株式買取り金299万円などの追加など計1,210万1,000円の追加であります。

第4款衛生費につきましては、水道事業会計繰出金272万8,000円の減額など計258万4,000円の減額であります。

第6款農林水産業費につきましては、ワイン加工用ブドウ園地整備事業費470万円の追加など計763万2,000円の追加であります。

第10款教育費につきましては、山形県若者定着支援基金出捐金171万6,000円、スクールバス購入事業521万円、一般コミュニティ助成事業補助金250万円の追加など計1,058万2,000円の追加であります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策以外に係る経費といたしまして、総額2,773万1,000円を追加補正するものであります。

歳入につきまして申し上げます。

第12款分担金及び負担金23万5,000円、第14款国庫支出金2,774万9,000円、第15款県支出金406万2,000円、第17款寄附金100万円、第18款繰入金535万1,000円、第19款繰越金2,211万6,000円、第20款諸収入1,270万円をそれぞれ追加しまして、第21款町債740万円を減額するものであります。

地方債の補正につきまして申し上げますが、月山湖カヌースプリント競技場整備事業の限度額1,630万円を710万円に減額し、子育て応援事業の限度額300万円を320万円に、観光推進機能強化事業の限度額800万円を960万円にそれぞれ増額するものであります。

議第37号につきましては、令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で

あります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,850万3,000円といたすものであります。

歳出につきましては、傷病手当金113万8,000円、一般被保険者保険税還付金100万円をそれぞれ追加するものであります。

歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税2,500万円を減額し、災害臨時特例国庫補助金300万円、保険給付費等県交付金413万8,000円、基金繰入金2,000万円を充てるものであります。

議第38号につきましては、令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,896万6,000円といたすものであります。

歳出につきましては、簡易排水施設管理費に西岩根沢地区簡易排水処理施設プロワー更新工事費を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金で対応するものであります。

議第39号につきましては、令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

収益的収入及び支出の予定額を227万2,000円増額し、収入支出の予定額をそれぞれ2億1,306万4,000円といたすものであります。

支出につきましては、漏水修理委託料200万円、水道用地を売却するための不動産鑑定委託料27万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

収入につきましては、一般会計からの補助金272万8,000円を減額し、固定資産売却益500万円に対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第5号 西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第5号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

請願の常任委員会付託

古澤議長 日程第8、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時12分

令和 2 年 6 月 4 日

令和2年第2回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月4日(木)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	農委事務局長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	建設水道課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	学校教育課長		

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） おはようございます。2番、佐藤仁です。よろしく申し上げます。

コロナということで忙しい中、職員の方には大変申し訳ないのですが、一般質問の時間を取らせていただきまして、感謝いたします。

今回、質問大項目は1項目で、細項目で質問1から4までということでさせていただきますので、あまり細かい点は聞かないつもりはしますけれども、そっちこっちに飛んでいったりしますが、そのときは、分からないときは、後で時間のあるときに調べてもらって教えてもらえれば結構ですので、答えられる範囲内で質疑応答をやらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、今回の質問のテーマですけれども、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の行財政運営についてということで、質問をさせていただきます。

今年の1月16日に日本国内で感染者が確認されてから約5か月経過しております。その間、緊急事態宣言の発令等を受けまして、全国的に医療及び経済的打撃が続く中で、西川町においては、とりわけ経済的影響が大きくなっております。これから年末にかけて、第2、第3波の、来ていただきたくないんですが、来るだろうと予測される中、今後の西川町において、新型コロナをはじめ、疫病対策を考慮した行財政をどう考えていくのかということで、今回はお聞きしたいというふうに思います。

質問の1ですが、初めに、今回のコロナ感染症に対する町長の現状の認識、国・県の対応を含めた、そこら辺を含めて、当町として、町の産業、農林・商工・観光等に対してどう対応して連携していくのか、まず町長にお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの佐藤仁議員のご質問にお答えいたしますが、新型コロナウイルス感染症に対する現状認識並びに本町の産業に対する対応についてであります。初めに、新型コロナウイルス感染症に対する現状認識についてであります。

5月25日、緊急事態宣言が全面解除されまして、また、山形県でも、6月から県民の県境をまたぐ移動の自粛要請を解除、さらに、県内のイベント開催制限の段階的緩和の目安が示されたことなどにより、今後は、第2波、第3波に対する感染防止対策を講じながら、本町の観光などの経済活動を回復させる取組を進めていく必要があると考えております。

今年1月16日に国内初の感染者が確認されてから、国では4月30日、歳出総額約25兆7,000億円の第1次補正予算を編成し、県でも同日、歳出規模314億円の補正予算を編成しながら、感染拡大防止、そして、経済対策に取り組まれております。さらに、国では、国会において、歳出総額32兆円の第2次補正予算を編成するとされておるところであります。

新型コロナウイルスが世界的に大流行している中で、国内の感染者数が現在までのところ約1万7,000人、亡くなられた方も900人弱と、諸外国と比較しても少ない人数となっております。これも、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言、県知事の事業者の皆さんへの営業の自粛要請や県民の皆さんへの不要不急の外出自粛要請、さらには、県境をまたぐ移動の自粛要請などの感染拡大防止策が適切であったことはもちろんであります。要請に応じて営業や外出を自粛された皆さんの協力の結果であると考えております。特に、感染症指定医療機関のみならず、全ての医療機関の皆さんや、仮に感染した場合、重症化するリスクが高いと言

われている老人福祉施設の皆さんの感染拡大防止に対する取組には、深く敬意を表するところ
あります。

次に、本町の産業に対する対応についてであります。特に、商工・観光業につきましては、
今冬の少雪の影響に追い打ちをかけ、世界的・全国的な新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う
不要不急の外出自粛により、町内においても人の移動がほぼ皆無になりました。観光立地を標榜
し、主に県外からの誘客により経済活動を行ってきた本町の観光施設や国道沿線の飲食店にとっ
て、影響は莫大なものとなっております。まさに観光交流人口と外貨収入が蒸発したと言わざる
を得ない状況にあり、先が見えない不安もまた蔓延している状況にあります。

このような中、経営上大きく支障を及ぼす事業者が続出しております。そして、これらの事業
者の中には、これまでの業態を宅配やテークアウト等に切り替えるなど、独自の工夫により経営
を持ちこたえていただいている事業者もおりますが、事業者の皆さんのそれぞれの自助努力に対
しては、心から感謝と敬意を表し、今後においても、町を含め、他関係機関との連携の中で、事
業継続いただけますようお願い申し上げる次第であります。

農林業につきましては、減収、減益等の相談などに当たっており、本定例会に上程いたしてお
ります令和2年度一般会計補正予算の中に緊急対策資金利子補給のための予算を計上いたしてお
りますので、今後さらに、相談、対応に力を入れてまいりたいと考えております。

商工観光業につきましては、4月14日に事業者の各種困り事に寄り添った相談体制を確立すべ
く、西川町商工会、月山朝日観光協会と合同で新型コロナウイルス対策支援チームを設置し、頻
繁に巡回相談などを行いながら、国及び県の支援制度に加え、町においては、国の持続化給付金
へのかさ上げ給付、県の緊急経営改善支援金へのかさ上げ支援、新型コロナウイルス枠を創設す
るなどいたしまして、小規模事業者持続化補助金、制度拡充に加えて、対象事業者を拡大いたし
ました事業性評価融資制度、愛称「スーパーひかり」など、町の支援制度の説明、申請の手助け
などを行っております。

また、5月1日に、町内飲食店紹介のチラシを発行し、さらにフェイスブックを立ち上げ、消
費喚起を行っているところであります。

以上のような状況でありまして、今後ともさらに町民の皆さんとともに一丸となって、このコ
ロナウイルス収束に向けながら、頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願います。
古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

現状、そういうことだと思えますけれども、まず、今回のコロナで一ついいことと言ったらあ

れなんですけれども、特に国の在り方、あと、県の在り方、各市町村のコロナとか、それに対する対策等が毎日のように、特に3月のあれと重なって、2面にはびっちり新聞で報道になっています。ほかの市町村ではこういうことをやっているのかなと、国はこういう考え方でやっているのかなと、ある県はこういう形でやっているのかなと、非常に勉強になると言ったらおかしいんですけれども、そういうふうなことを感じております、私自身は。

それで、例えば、10万円の給付金がありますけれども、30万円が閣議決定によって10万円になったとか、あとは、臨時交付金の使い道でいろいろ各県と国はやり取りをしている。その結果、少しはよくなったと。あとは、1次補正後は絶対にやらないと言っていた国が、財務省が、金額はともあれ、閣議決定をして、今度、決まるようになるということで、国も大分地域の声とか国民の声を聴くようになってきたのかなというふうに思います。それに沿って、この前の新聞にも出ていましたけれども、市町村が県と国に要望書と。あと、町村の議長会でも県と国に要望書を出しているということで、非常にいいことだなということで、また、国もそういうものに耳を傾けるような姿勢になってきているのかなというふうに思います。今後とも、そういうことでやっていかないとまずいのかなというふうに思います。

ちょっと、例えてみますと、政府という大きな行政機関があるわけです。例えばこれを一般の大企業に置き換えますと、政府というのは本社で社長が総理大臣です。支店が各県にあり、47都道府県、支店長が県知事であると。その下にたしか1,741区市町村、これはやっぱり営業所になるわけです。山形県は35市町村、営業所があります。町長は営業所長かと言われると、これは例えなので、怒られるとまずいんですけれども、そういうことで、幾ら本社でいい政策だといってやっても、国民に一番近いところにいる営業所が、こんなでは駄目だとなれば、やっぱり変えざるを得ない。そういうことで、市町村の声というのは非常に大事になってくるということなので、これからもこういうことでやっていきたい、いかなければいけないと私自身は思います。

そういうことを念頭に、これからちょっと質問をしたいなというふうに思います。

先ほど、国の予算の件が町長からありましたけれども、臨時交付金、地方創生の1兆円、やっている。それを、休業手当の補償というのは何だとかいろいろ問題になります。結果的にいいみたいな話で1兆円になったということなんですけれども、これは、交付限度額というのがあるのかどうか。それと、もしあるのだったら、西川町というのはどの程度のお金その交付金になっているのか。分かれば、総務課長なのかどうか分かりませんが、お願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤仁議員から、4月30日で可決成立いたしました国の第1次補正、こ

の中に盛り込まれております地方創生臨時交付金についてのご質問がございました。お答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、限度額はあるというふうになってございます。第1次補正では、ご案内のとおり、全国、国で1兆円という金額でございましたので、このうち7,000億円分についての上限額、これが示されまして、残りの3,000億円分については、第1次補正に伴いまして国庫補助の事業、それぞれの地方公共団体にやるというようなことで、今回も、本町では6月の補正予算に計上させていただいておりますけれども、GIGAスクールというようなことで、教育、ICTの環境整備というようなことで、児童・生徒1人1台の端末整備というようなことを国庫補助事業としてやるということでありますので、当然、それらについては地方負担分というものが出てまいりますので、そういった分に充てるということになっておるのが第1次補正の臨時交付金でございます。

額的には、西川町には6,360万円ほどの額が示されておりますけれども、これは、国では人口、直近の国勢調査が平成27年になりますので、平成27年の国勢調査の人口並びに過去3年間の財政力指数、そして、何よりも新型コロナウイルスの感染の状況、こういったものを算定の考え方の基礎としておるといふふうには説明をいただいております。

以上であります。よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 6,360万円ということだそうです。

それで、これは、最初から6,360万円、交付金なので入ってくるのか、それとも、いろいろ計算をして、項目を上げて、申請をしてからこの6,300万円が入ってくるのか、どちらかで簡単をお願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員のご質問にお答えさせていただきます。

臨時交付金の入ってくるような時期でございますけれども、現段階では、交付要綱がまだ示されていないという状況でございますので、いつの段階で入ってくるかというのは未定でございます。6月にその交付予定のスケジュールが示されるというふうにお聞きいたしておりますので、今月中にスケジュールが示されるだろうというふうには認識いたしております。

現段階では、入っておりませんし、申請はまだ行っていないというようなことでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 示されていないということなんですけれども、私ちょっと調べたのでは、もう交付金の期間が5月の末というふうになっています。例えば宮城県辺りなんかは、いろいろもう考えて申請を、手続をやっていると。その中で、109項目だかあるんですね。何でもいいというわけじゃないです。テレビで自由に使ってとかという、報道がちょっとなっていて、いいなと思っていたらば、109項目ぐらいあって、それが西川町は西川町に該当するものがないと使えないと。もらっても、余れば返さなきゃならない。何か、報道でなっているよりは使い勝手が非常によくないなというふうに、私は印象を持ったんです。

今言ったように、山形県だけでも、たしか予定では、県に来るのが55億円ぐらいですか。市町村、35市町村合わせて50億円ぐらい。合わせて105億ぐらいですか。確かにさっき言うように、市町村分が3,500億円、県の方も3,500億ぐらいで7,000億円、3,000億円ぐらい、帳尻合わないなと思ったら、先ほど、地方公共機関に何かもう3,000億円分ぐらいになるということなのでしょうけれども、私の認識と今の総務課長の認識がちょっと違うんでしょうか。ちょっとそこだけ確認をお願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご認識のとおりでございます。私どももそのとおり認識しております。先ほど、ご答弁させていただいたのは、交付申請の関係のスケジュールについてでございます。確かに5月中にこの臨時交付金に該当するような事業、国では、おっしゃるとおり、109ほど列挙してあるようでございますけれども、これらに該当するような、いわゆる西川町として対応した、あるいは今後対応するであろうコロナウイルスの対策の事業経費、そういったものは県を通じて国のほうには5月中に上げておるという状況でございます。それで、申し上げましたとおり、交付申請はこれからスケジュールが示されて行っていくということになるんだろうと思います。

私どもといたしましても、この5月中に提出いたしました該当すると思料される事業については、これまで2回の補正予算、そして、今回の6月定例会に上程させていただいております補正予算、こういったものに盛り込んでおります新型コロナウイルス対策経費ということでご説明させていただいております事務事業について、いろいろ出しながら、事業計画の中に盛り込んでおると、こういう状況でございますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私も知らなかったんですけども、100項目から選んでというすごい事務量で、何となく、お金は出すから一生懸命資料を作ってよこせというような感じはしないでもない。今後、第2次補正予算で2兆円が今度は出てくる、こんな使い勝手が悪いのでは駄目だと、先ほど言ったように、各営業所から国にどんどんと束になってかかっていると、事務量ばかり増えて、いつお金が入ってくるのか非常に不安といたしますか、大変だなというふうに思いますので、その辺を町長にちょっと頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

次に、ちょっと商工会について話を聞きます。

ちょっと町長にですけども、突飛な質問です。簡単です。商工会のメンバー、会員の名簿は見たことありますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 商工会の総会等に来賓というような形で臨んでおりまして、その折に、総会の資料等をいただいておりますので、その内容は、全てではないんですが、見ております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 端的に言うと、名簿を見せてくれと言っても見せてくれませんでした。この時世なので、行くのもあれですから電話のほうがいいかなと思って名簿を見せてもらえないかと言ったら、パソコンには入っていますけれどもデータとしておあげすることはできないと。何で名簿って私ちょっと電話したのは、町の5月1日の補正の会議のときもいろいろ、3割以上5割未満の人にかさ上げではなくて、町の単独として補償とか何かやってももらえないのかというような話をした。いろいろ考えてはいたので、今度一般質問するに当たって、別ないろいろな方法はないのかなと思ったときに、やっぱりどういう方々の事業所が入っているのか、何も分からないで、ちょっと対策も立てようがないなと思って電話しました。でも、教えていただけなかった。次の日、駄目元で、じゃ、損益計算書も、ちょっとやっぱり財務的なことも見ておかないとなと思って、知識がないなりに、どのような内容なのかも知っておきたいということで、電話しましたが、これは駄目だと。

それはしようがないんです、商工会としての決まりなんだと思うので。ただ、名簿ぐらいは見せてもらってもいいのかなというふうに思ったんですが、それはかたくなに拒否された。それはそれでいいんですけども、ただ、議会としても、商工会に対する補助、もちろん最初からの補助、今回の補正予算でも補助を出しているわけです。名簿、どういう事業所がいるのかも分からないで補助金を出すのもなど、ちょっとそこら辺で、じゃ、今度の一般質問でいろいろ質問するには、ただ質問するだけではなくて少し意見を言わないとなと思ったけれども、そこでストップ

です、やっぱり、私の頭の中では。

そういうことで、それはいつまで言ってもしょうがないので、それはいいんですけども、町としても、そこら辺のメンバーを把握しないで補助金を出しているというのだったら、これは大変なことだと思うので、それはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それはともかくとしても、今度、特別給付金が10万円入ったと。要するに、町に5億円以上のお金が出るわけですね。国にとっては5億円の赤字をしょって西川町に5億1,000万円ちょっと入ってくる。それをどういうふうに生かしていくかと。ただ単に、はい来たで終わりじゃ困るわけですので、やっぱり国の政策としてはお金が回っていないので、お金を地方に落とすと。それを使っていただいて活性化をしてくださいというようなことが本来の筋なわけで、だから、例えば10万円もらい、使うのはやっぱりもらった人の自由です。だけれども、その1人10万円、全体で5億1,000万円、もう九十何%振込が終わっているという段階で、西川町には5億円ぐらいの臨時ボーナスが入ってきたわけですよ。西川町に。例えば1割でも5,000万円、半分であれば2億5,000万円、これを西川町にお金を使ってもらおうというような算段をするには、やっぱり商工会と観光協会のメンバーは、どういうメンバーだと。それに対して、じゃ、こういう対策を立てて、何も町の補助金を出すだけが町としてやるべきものではないので、やっぱりある程度商工会としても、この5億円をいかに町にお金を落としてもらおうかというような考えを持たないと駄目なのかなと。

商工課長、そこら辺は、何か相談はあるんでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 1人当たり10万円の給付金の関係でございますけれども、町民1人当たりに対してというようなことでありますと、議員ご指摘のように5億1,000万円を超えるといったところで、この話があったときから、町長もそういった意識を持たれておまして、5億円と言わずともというようなところで、指示も受けていたところがございます。

商工会と、何回もちょっと申し上げておりますが、4月14日からの支援チーム12名体制でやっておりますけれども、その中で、その何分の1かでも町内で経済が循環するような方法ということで検討はしてきたところがあります。ただ、具体的な方法については、なかなか見つからないというようなところがございますが、これまでやらせていただきましたフレカのポイント5倍セール、それから、昨日の全員協議会でも話になっておりますが、プレミアム商品券、これを発行する中で、幾らかでも町内で経済が循環するような方法、それから、単独で5月1日に町内の飲食店、なかなか町民の方も町内にこういった特色のあるお店があるのか分からないのではな

いかということで、これも町長からの指示を受けた部分もございますけれども、そういったチラシを発行しておりますして、併せて、同日、なかなか不慣れな部分もありますが、SNSのフェイスブックを立ち上げながら、町内に情報を回しながら、町民の方に町内のお店を使っていただく。そのようなことについてやらさせていただいているというふうなところであります。

チームの中でも、そのほかにもということで今、検討してございますけれども、なかなかまだ具体的な対策まで至っていないというふうな状況になっております。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） せっかく国で真水で事業規模で200兆円とはいっても、これは売上げですの、GDPの40%、4割が出てきますけれども、真水は1次、2次合わせて本来の半分にもなっていないわけで、その中で、貴重な臨時的な1人10万円を国がおあげすると。これは国民にあげるの、有効に使ってくださいということなので、本来であれば、もう配る前に、こういうことで10万円を有効に町に落としてもらおうという、例えば、パンフレットで、10万円の何ぼでもいいから西川町で金使ってくれとか、いろいろ方法はあったんだと思いますけれども、これから遅くないので、いろいろ忙しいとは思いますが、観光協会、あるいは商工会等併せて、いろいろ打合せをしながら、何ぼでも町が潤うように、この給付金を有効に使えるようなことを考えていただきたいなど。我々も考えがあった場合は、そういうものがあれば、話をさせていただきたいというふうに思います。

いろいろ今度、農林の関係もあります。議会としても提言、花卉関係、花ですね、春先、一番需要のあるときにああいう事態で、花を生産している人も非常に大変だと思う。いろいろ給付で、花卉に対して10アール当たり5万円とか2万円とか、そういう支援金とかというものもあるようです。使えるのか使えないのか、分かりません。国の2次補正では5万円が80万円にかさ上げ、格上げするというような、補正予算の中身を見てもなっています。そこら辺で、産業振興課のほうにいろいろ相談来ているかどうか分かりませんが、やっぱり1次産業大変だと思う、これからは。これから徐々にアップブローのように効いてくると思うので、十分対応していただきたいなというふうに思います。

あと、観光業に関しましては、インバウンドというのは、あまりにもインバウンドに頼り過ぎるものかなというふうに思いますけれども、それはそれで、今までやってきたことを否定はしませんが、あまりにもインバウンドということで頼ると、今回みたいなしっぺ返しがあるので、やっぱり国民、調べてみますと、国内で日本の旅行が7割だそうです。インバウンドが3割ぐら

いだそうです。それを、我々が少し給料が増えれば、その3割分をカバーして旅行にでも行けると。プラスアルファでインバウンドというような、やっぱり基本的な考え方は、私自身の考えですけれども、そこら辺は話だけさせていただきます。

ちょっと時間がなくなるので、次の2番目の質問に行きます。

質問2ですけれども、新型コロナをはじめ、いろんな、今度、疫病がいろいろ出てくるだろうというふうに言われております。今度、一般的な災害と疫病が重なった場合とか、重ならなくても、今のご時世、災害時避難するとか、そういう非常に制約が出てくるだろうというふうに思います。そこら辺の考え、どう備えていくのか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの質問の2に関してであります。鶴岡市で震度6弱を記録しました昨年6月の山形県沖地震の発生から間もなく1年が経過しようとしておりますが、また、昨年は平年よりも多い29個の台風が発生し、平年値2.7個を上回る5個の台風が日本へ上陸いたしました。記憶に新しいのは、10月12日に伊豆半島に上陸し、東日本や東北地方を中心に大雨などをもたらした台風19号であります。関東・東北地方を中心に、計140か所で堤防が決壊するなどして河川が氾濫し、土砂災害も多数発生、人的被害をはじめ、甚大な被害がありました。本町でも、被害こそありませんでしたが、地区の避難所を夜通し開放し、避難された方もおります。

今年に入ってから、冬期間は記録的な少雪と異常気象に見舞われ、全国各地で地震が多発しておりまして、大雨は降るものとして備えておくべきものと言われております。

治療薬やワクチンが未開発で新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、梅雨入りが迫っております。議員ご質問の避難所の感染症対策についてであります。内閣府では、4月、各都道府県に避難所の感染症対策を講ずるよう、2回にわたり通知を発出しております。1回目の4月1日付で発出された避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての中で、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮しながら、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の設置を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討されたいこと。発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意されたいことが記載されております。

この内容を補充するため、4月7日付で発出された2回目の避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応については、避難所は、過密状態になることを防ぐため、可能な場

合は親戚や友人の家などへの避難を検討すること、避難者の健康状態の確認について、避難所への到着時に行うことが望ましいこと、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること、発熱、せき等の症状が出た方のための専用のスペースを確保すること、発災時には政府としても感染症対策に必要な物資、資材等の供給等必要な支援を行うことなどが記載されております。

また、山形県でも内閣府の通知等を受けて、山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しております。

以上のとおり、国の避難所における感染症対策への対応方針や県のガイドラインに沿って対応してまいりたいと考えておりますし、ただいま申し上げましたように、いろんな新型コロナウイルス感染症というようなことで、新たな要因が出てきておりますので、これらに対応するような避難所の設定等について、自主防災組織とも十分な連携をしながら、共通理解に立った形で今後とも進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

それで、町としてもコロナ感染に対する対策本部を立ち上げて何回もやっております。このメンバーというのは、私ちょっと分からなくて、うちの事務局長がメンバーになっているので聞いてみたところ幹部が全員だと。あとは、消防署が入っているということで、そういう認識でよろしいのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁委員のいわゆる新型コロナウイルス対策本部のメンバーの構成についてのご質問でありますので、お答えさせていただきます。

昨日もそうでしたし、本日も出ておりますけれども、今回の感染症、新型コロナウイルス、これは当初は当然、感染症対策法に従った形で国・都道府県のほうで感染防止対策を講じておったわけでございますけれども、ご案内のとおり新型インフルエンザ等対策特別措置法、これは平成24年に制定された法律でございますので、この法律の中で対策本部の設置、これが義務づけられておまして、ここまで書いてある法律もなかなかないんですけれども、その法律そのもので、その市町村の対策本部の構成員、これを明確に定めているという法律でございます。

ただ、私ども西川町といたしましては、さらに平成25年当時の所管課長の考え等もありまして、町長のほうとも話を十分にいたしまして、設置条例をつくってございます。西川町の新型インフルエンザ等の対策本部条例ということで、記憶いたしておりますところでは平成25年の6月議会で可決いただいた条例と認識しておりますけれども、さらに、法律があつて西川町としても条例

を設置しながら、その構成員も明確にして、対応に当たるといふことにいたしております。

そういったことで、法律で今ありました消防職員も含めて町の職員が当たるといふことで定められ、本町の条例でもそのように定めておるといふものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私も局長から言われて、そういうメンバーだと言われたので、特措法をちょっとコピーして調べてみました。七十何条だかといふて、細かくて見づらくて、あっちへ行ったりこっちへ行ったりするので、75条まで行くのに時間がかかるんですけども、この中の35条にやっぱりあるんです、特措法。もちろん町長、あと、市町村の教育長と消防署長があります。これ、病院が入っていないんです。今回は特に疫病で病院がもう目の前にあるわけですから、病院長も入ってもらって、例えば、今からあるのかどうか分かりませんが、そういうときは、何も国で病院までと指定はしていないわけですけども、今言った町の条例、目の前にプロがいるわけですから、こういうときはこうだといふことでアドバイスを受ける分には何ら支障はないといふことで、病院長も入れたらいいのかなといふので、ちょっと思ったんです、この特措法を見ていて。34条です。それは、ちょっと答弁はいいですけども、検討していただければといふふうに思います。

それと、この特措法の第8条に、行動計画をつくりなさいと。国の指定で、あと、国から今度県、県から今度市町村、必ず行動計画。これも、調べてみたらあります、町の条例に。これが、今言ったように平成26年あたりのものですので、例えば、帰国者、外来者の準備、町立病院、今できませんよね。

それで、この特措法というのは、ワクチンとか、あと、治療薬がある前提でつくられている特措法じゃないか。私の解釈ですよ、法律の解釈。そうすると、今、昨日もお話あったように、行動計画で打合せをやっているといふふうな話も昨日ありましたけれども、ちょっと、もうワクチンがある、今はないわけですから、治療薬もないわけですから、だから困っているわけで。それは、ある前提の行動計画もしくはこの特措法、75条まであるんです、が前提となっているとすれば、ちょっとこれは、ただ単にやっている、大変失礼な言い方ですけども、資料的にはまづいのかなと。

そこら辺だけちょっと簡単に、時間がないので、お願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員の特別措置法等々の改定について、お答えさせていただきます。

特別対策措置法、この法律もさようでございますし、それを受けて本町で設置しております対策行動計画、これらはワクチンがあるなしにかかわらず、いろんな見解はあろうかと思えますけれども、10年に1回は訪れるであろうと言われております新型インフルエンザ、これらに対する対応を定め、行動計画を指定しているものでございます。

今回も、3月から4月にかけて国会のほうで議論になったのは、いわゆる24年に制定されましたこの特別措置法に今回の新型コロナウイルスインフルエンザが該当するか否か、これ、報道等によりますと与野党で見解は分かれたようでございますけれども、最終的に平成24年の特措法の附則の中に1項目、今回の新型コロナウイルスを2か年限定で本法の対象のインフルエンザとするという項目を規定したというふうに私は認識しております。

ワクチンにつきましては、昨日申し上げましたけれども、ワクチン接種については議員もご案内と思えますけれども、特定接種と一般接種というような形で行動計画でも定めてございまして、ワクチンがない中で今回の策定の行動の中では、ワクチンの接種についてはこれまでの検討実績はありませんということで昨日申し上げたところでございます。

そういったことで、特別措置法あるいは本町の行動計画、そういったものは全て、ワクチンあるなしにかかわらず、あらゆる新型インフルエンザの襲来を念頭に置きながら対応しておると。ただ、法律、法律は国の範疇ですので答弁はいたしませんけれども、行動計画等についても随時見直すというのは、これは当然必要なことかなというふうには認識いたしております。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 確かにこのインフルエンザの行動計画、一部改正をする法律案の法令の解釈で、現に策定されている行動計画に定められている新型インフルエンザ等に関する事項は、今般の新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画に定められているものとみなすというふうになっている。だから、使って悪いことはないね、前のやつでも。

ただ、これは今回のコロナにはそぐわないと。なので先ほど冒頭に言いました、やっぱりこれは営業所からどんどん突き上げてもらって、こんなのじゃ駄目だというふうに言ってもらって、使いやすい現状に合ったものをやっぱりつくっていかないと、あっても使いものにならないと、極端な言い方をすれば、そういうふうになるんだろうというふうに思います。

それと、避難所の話がありました。私も、ちょっと格好をつけるわけじゃないですけども、生涯学習課に行って体育館の平面図コピーしてもらってきました。それにちょっと2メートル、ソーシャルディスタンス2メートル空けるようになっているものですから、一応碁盤の目を引いて、こういうふうにいる、4案位何人ぐらい避難できるのか。例えば2メートルで1人になると、100人も入れないです。いろいろ4パターンぐらい、私なりにつくったので。これは、生涯学習課と総務課にもおあげしております、この資料は。

ですから、いざというときに、あのアリーナが大体1,344平米ぐらいあります。かなりの人数がびっちりすれば入れる。ただ、今の現状で、新しい生活云々で2メートル以上取れとなると、非常に狭まってくると。だとすれば、あとは例えば地区の公民館辺りに行っても、その2メートル云々を確保すると僅かな人しか入れないというようなことで、これはあくまでも参考です。いつ地震が来てどうなるか分からないと。例えば町立体育館なんかは自家発電もあると。隣にはあいもがあると。人の避難する場には非常にいいわけですので、そこら辺、学校の避難所の計画もくるめて、やっぱり事前に対応をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきましたけれども、次に、今後の病院の運営について質問をいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目の今後の町立病院の運営についてであります。町立病院は町内唯一の医療機関でありまして、新型コロナウイルス感染症患者が発生すればもちろんであります。病院職員の感染が判明した場合でも多くの職員が2週間の自宅待機、外来診療は休止となり町内の医療が破綻することとなります。

町立病院は感染リスクの高い透析患者の方もおられますので、職員は当初から危機感を持って院内感染予防対策委員会を中心として対応してまいったところであります。患者の方につきましては、受付前に看護師及び病院職員が治療の優先順位を判断するトリアージを行いながら、接触歴、行動歴の聞き取り、検温、手指消毒を行ってから待合室に入るようになっておりまして、その上で37度5分以上の発熱または新型コロナウイルス感染が疑わしい方につきましては、新型コロナ受診相談センターに連絡していただくようお願いしております。患者の方以外の来院者全員につきましても、検温の上、37度5分以上の発熱の場合は院内には入れないこととしておりまして、そのほか病棟の面会制限、院内土足の許可、換気式パーテーションの待合室への設置を行い、また、大井沢及び岩根沢出張診療につきましても一時的に電話診療等を行っております。

P C R検査につきましては、感染症指定医療機関など都道府県が認めた医療機関のみが実施可

能でありまして、町立病院は一般の開業医では実施することができませんので、現時点で新型コロナウイルス感染の疑いのある患者の方は新型コロナ受診相談センターに相談し、感染症外来設置病院に紹介してもらおう。そして防護服を着た感染症外来担当医の診察を受け、必要と判断されたらPCR検査を受けるという手順になっております。

つまり新型コロナウイルス感染疑いの患者の方を感染症外来設置病院に集中させまして、普通の風邪症状の患者の方を町立病院が担当し、2次感染を避けるということにいたしております。

健診事業につきましては、4月8日付で厚生労働省から各保健者に対し、対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査など及び対象地域に居住する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において行わないこととする通知が発出されております。このような状況から5月開始としておりました町民健診事業につきましては、6月開始とするとともに感染リスクが懸念される1泊ドック、後期高齢者健診については中止、また、検査項目の中で接触感染率が高いと考えられる内視鏡検査については健診では行わないということといたします。ただし、二次精検や一般診療に必要な場合は、これまで同様行うこととしております。

なお、受診者同士の間隔を確保するため、当面の間、1日の受入れ人数は5人までといたしております。

今後につきましては、第2波等の感染発生が懸念されますが、当面、現在行っている新型コロナウイルス対策を万全に図りながら院内感染の発生を防止し、町民のかかりつけ医として病院医療機能を維持することといたしております。現在の防疫体制として、マスク、ガウン、手袋、フェースシールド、消毒液は、一定数を確保しながら備蓄ができています。さらに、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要と判断した場合には、電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備することと明記されておまして、今後の出張診療の状況を見ながら遠隔地のオンライン診療について具体的に検討していくこととしております。

以上のとおりになります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

質問する内容ほとんど答えていただいたので、ほとんどないんですが、ちょっと事務長にも事前に数字関係を聞いて調べてもらっていたんですけども、ちょっと時間がないのでもう省きます。

ちょっと私のほうの一方的になりますけれども、やっぱり町立病院、コロナで死ななくてもほかの病気で死んだり重篤化したら、これ、困るわけです。そういう意味で、やっぱりどうしても今現在、病院に行きたいんだけど行きづらい、心理的に。そうすると、そこで手当てをしておけば問題なかった人が重篤な病気になってしまう。そのためにも、町民が安心して思うためにも、いろいろな施策をPRしていかないと駄目。あと、これからいろいろな対策として、お金がやっぱり目減りしていますよね、患者数が少ないわけですから。先ほど聞いたら、2割以上減っていると。お金にしても1,000万円近くというような話ありました、今日、朝ちょっと聞いたところ。そうした場合に、お金、非常に苦しいわけです。

病院というのは、本来、国の政策として、今、いかに病床を少なくしようということで医療構想があって昨日も話ありましたけれども、去年だったら400床減らすということで、ここの地区では寒河江市立とか県立河北とかになっています。町立病院は、そういう緊急のあれの指定になっていない。名前が出ないだけです。そういう中で、毎年2億云々と一般会計が出しているわけですが、国の政策として、2025年の団塊の世代に向かって逆に病床を減らそうというような施策になっているわけですね。何とかダウンサイジングとか。要するに、ダウンですから減らす、病床を減らす政策ですよ。2020年の一般当初予算で84億円も使っている。それが、何で減らすためのお金じゃなくて、現状維持して、病院維持していくための84億円だったら分かるんですけども、減らすための打合せで84億円使っているということは、非常に、公立の病院をどういうふうに思っているのかなと。やっぱり病院が暇なのはいいんですよ、それだけ健康なわけですから。いざというときにその病院がないと困るわけですので、そういうものを、やっぱり国として、病院は黒字でないと駄目なんだみたいではなくて、赤字で当たり前なんだ。だけれども、いざというときには病院は発揮してもらおう、こういう例えば疫病のときに関しても。そういう姿勢は、やっぱり1,741の営業所が本社にぶち込んでやらないと駄目なのかなというふうに思います。

ちょっと、事務長にはいろいろ準備してもらったんでしょうけれども、大変申し訳ない、これで終わらせていただきます。

時間が大変、いつもなんで、大変申し訳ないんですけども、質問4です。

町長、大変申し訳ない、答弁を控えていただきたい。私はちょっとだけ、時間があと二、三分しかないので、話をさせていただければと。よろしいでしょうか。

こういう時世だから、やっぱり西川町、病院もある、いろいろ避難体制も万全だと、それに、あと、何かあった場合に、いろいろ手助けをするんだと、いい町だということを今、話をし

ました。そういうものをアピールして、こういう時代だからこそ、移住者をPRするいい機会だというふうに思うんです。

あと、ふるさと納税にしても、ちょっと同じ寒河江市は寒河江市で、去年40億円、半分は米20億円、西川町でもふるさと納税は20億円のっています。ただ、売れない。なぜか。恐らく高いんだらうというふうにある幹部の方からも聞きました。高いのは高いでいいですよ。だけれども、今回、コロナ関係で、高くてもうまければいいと。安心であればいいという、そういうものをアピールして持っていけないと、やっぱりふるさと納税も伸びてこないんだらうというふうに思います。

住む場所も、西川町は感染者誰もいないと、いざというとき、こういう設備が皆あるんだということで、安心な町だと。今、テレワーク云々、パソコン云々で地方にいても仕事ができる時代になりつつあると。そういう中で、ぜひ、西川町に来てくださいと。空き家がありますと。空き家、例えば極端な話、今、280万円だったのが下がって180万円というところが空き家バンクにのっています。そういう例えば西川町で買い取って、じゃ、来るのであればおあげする。それで、内装は例えばやってくださいとか、いろいろな条件はありますと。つけなければならぬと思いますけれども、今がチャンスだと思う。

ふるさと納税にしても、この空き家バンクにしても、移住者に対しても、例えば、町のホームページがあります。左側にバナーというのか、ちょっと分からないですけども、町長の部屋、町議会、あります。例えば、その下でもいいですから、例えば、おらが町のほら吹き自慢コーナーとか、そういうのを作って、それを開くと、例えば、空き家バンクに行くとか、ふるさと納税のほうに飛んでいけるとか、例えば、西川町の日本一高い米、日本一うまい米、そして日本一安全な米、どうですかとかいうの、そうやって人を引きつけるような、あと、ふるさと納税でも積み木ありますよね、西川杉で作っている。あれなんかちょっと高いわけですけども、それをすぐのつけて、そしてアピールするとか、マスク、全国的にやっています。うちのほうでも、西川町でもマスク作っている。それ、どうですかとかタイムリーにやっていかないと、西川町は、いろいろなことをやっている。そして、問題意識をやって、おもしろい町だなというようなことをアピールして、例えば、企業版のふるさと納税とか、そういうものを、先ほど言った、国に対して偉そうなことを言ってきているなとかと。それはそれでいいと思うんですよ。

ですから、やっぱり西川町をアピールすると。それで、西川町を全国に広めると。お金も集まる、人も集まる。こういうふうなタイムリーに、せっかくあるホームページですから、作って、やっぱりタイトルは気を引かないと駄目なので、そこら辺は……

古澤議長 佐藤議員、あと1分です。

2番(佐藤 仁議員) はい、すみません。興奮しまして申し訳ない。

少し落ち着いて。

そういうことで、せっかくあるホームページ、せっかくあるふるさと納税、そして、いろいろ企画をやって、移住対策をやっているものを、今のこういうSNSなんですけれども、利用をして、極端な話をすれば、それ専用の人をつけていてもいいと思うんです。だから、そういうふうにして、何かこう西川町、ただ単に人口が減るなんていう首をかしげるんじゃなくて、しっかり前を向いて仕事ができる、そういうふうな体制を取っていかないと、もう仕事するのがいやになる。楽しくない。夢がない。夢があればこそ、楽しい仕事、生き生きとした西川町、これを提案して、私の質問を終わります。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 答弁は要らないということだったんですが、ちょっと、今ありました特に、情報発信の関係で、これまでも議会の議員の皆さんからもそうですが、なかなかいい西川町ですが、情報発信がちょっと足りないというような、そういったご指摘がありまして、これまで、どちらかというと役場の庁舎内での縦割りの関係での情報発信をやっておったということでありますので、これを横の、要するに庁内の横断的な組織を立ち上げたところであります。

その中で、これまでもいろんな試行錯誤やっておったんですが、その知識を使いながら、今後ともやっていきたい。要するに、全国発信、SNS等もそうですが、そういったいろんなメディアも含めてやっていく、対応したいと思っています。

そして、さらに、今回のコロナウイルス関係での移住定住、要するに、田舎のよさといいますが、ある面で違った面でのよさが認識されたということでありますので、特に、田舎に関心を持っているかのアンケートでは50%を超えたということでありますので、その辺は十分考慮に入れながら、この西川町の雪と緑と太陽、こういったものを売りにしながら、さっき言いましたように、情報発信を十分踏まえながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

コロナ対策で大変お忙しい中、大変恐縮でございます。

今日は、2件のテーマに沿って質問させていただきます。

最初は、水沢温泉のリニューアル計画はあるかというふうなことで、質問させていただきます。

平成11年オープンしてから20年以上経過しているわけです。水回りに傷みや老朽化が目立っています。しかしながら、年間10万人以上の利用者を受け入れている施設でもあります。10年に一度ぐらいの改装を行って、清潔感とか真新しさとか保つことが大変重要だと私は考えております。

温泉館は、西川町で観光客が訪れる、言ってみれば、観光の玄関口と言っても差し支えないところでもあります。また、町民にとっても憩いの場所でもあります。

町は、この施設を、今後どのような位置づけをして運営していくのかお伺いいたします。

最初に、改装の予定はあるのかどうか。あるとすれば、利用者になお一層の満足感を持っていただくために、いろいろな課題に十分対処した改修を行うべきだと考えて質問します。

例えば、シャワー時の床面の角度と伺いますが、それからシャワーの時間の長さ、それから細かい話ですけれども、アブとか、カメムシとか、いろんな対策をする必要があるというふうにご考えておりますので、その辺の見解をまずお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 初めに水沢温泉館の状況につきまして申し上げますが、水沢温泉館につきましては、交流人口100万人を目指した町の観光交流拠点として、国の山村振興等農林漁業特別対策事業によりまして平成10年4月に月山自然水、月山地ビール製造施設を兼ね備えた総合交流促進センター、月山銘水館を開館、翌11年8月に水沢温泉館として開館いたしましたところであり、今年度で21

年目を迎えております。

温泉の入浴客数につきましては、平成14年度の年間18万1,000人をピークに徐々に減少しておりますが、26年度から季節が移り変わる二十四節気の日を「町民健康温泉の日」と定め、町民の利用促進を図ってまいり、入浴者数もここ数年は年間11万人前後で推移しているところであります。

それでは、菅野議員の第1点目の質問にお答えしますが、まず、水沢温泉館の改装予定についてであります。

ただいま申し上げましたとおり、水沢温泉館は開館以来20年以上経過し、議員ご指摘のとおり施設の老朽化が進み、毎年のように修繕が必要となっております。現在の年間の修繕費用につきましては機械設備関係が多く、毎年300万円から500万円程度となっております。指定管理料2,480万円と合わせまして、年間必要経費は3,000万円程度となっております。

また、浴室、浴槽につきましても老朽化が進んでおりまして、特に、銘水風呂の浴槽、木枠部分の老朽劣化が激しく黒ずんでおり、保健所からはレジオネラ菌の繁殖の危険性が高く、早急な改善の必要性を指摘されておりました。そのため、今年度、経費削減と安全対策を優先し、銘水風呂の撤去、埋戻し工事を実施させていただいたところであります。

さらに、その工事中に主要構造部の柱の柱脚部分に水が入り、劣化が激しく、隠蔽部分の腐食のおそれがあるため、今後、大規模調査を実施しまして、その調査結果を踏まえまして必要な改修につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解していただきますとともに、いろいろな面でのご指導も併せてお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私も、水沢温泉については、言ってみると、ほぼ毎日ほど利用させてもらってしまして、いろんな施設についてもいろいろ話をしておりまして、天井を見れば虫が随分たまっているし、周りの板塀についても相当傷みがある。それからガラス窓の下も相当傷んでいるというようなことで、前から疑問を持っておったわけですけれども、今回、あらためて、質問させていただいたところですが、この温泉施設の管理について大変重要なことは、私は2つあると思っています。一つは、建物の管理というふうなこと、もう一つは、先ほど町長さんから話があったレジオネラ菌のチェックです。この2つが大変重要だと思っています。

これは、なぜかという、建物については、いつ何どき腐ったところが落ちてきて人身の被害があった場合、非常に大変なことになる。施設管理というのは非常に難しいです。予測するということは大変難しいですので、ですから、建物については十分毎年チェックしていただいて、人

身の被害のないようにというふうなことで、私はずっと思っております。

それからレジオネラ菌についてのチェックについては、総合開発のほうでやっていると思えますけれども、残留塩素濃度を毎日チェックしながらレジオネラ菌を測って、それを今、保健所にも届けているとは思いますが、大変重要な2つのポイントだと思います。

今回は、レジオネラ菌については質問しませんけれども建物についてであります。

参考にお聞きいたしますけれども、ここにシャワーの床面、あれも相当古くなってしまっていて、皆さんあまり来てらっしゃらないですよ。幹部の方、風呂に来ているというのは、1人、2人くらいですか。3人いればいいほうくらいかな。要は、あそこで不都合なものというのは、利用者に話すと、ほとんど分かります。これが駄目だとか、これがいいとか、そういうものをいろいろくみ上げているわけですが、まず、ここにも書いた床面、シャワーした後、本来は排水口のほうに流れるべきだったんでしょけれども、横のほうにずっと流れていますので、一番上で使った方が下まで行くような形になっている。これ、非常に、前から、嫌だね、嫌だねというふうなことはあったわけですが、それが一つです。

あと、シャワー、何秒ぐらい出ていると思えますか。参考に、工藤産業振興課長、分かれば。参考でいいです。分からないですか。実は、シャワーをばっとして大体6秒です、今、出ているのは。調子悪いと3秒ぐらいで止まります。これ、どういうことかという、何回も押さないといけない。本来は、ここに書いてあった憩いの場所なんですけれども、皆ストレスを抱えてシャワーしていると。こういう現況があるわけです。だから、もっと長くできないかという話あったんですけれども、なかなか直っていない。本来は、よその施設に行くと、大体15秒とかです。1回押すと大体満足するんですけども、よく見ていると、足を上げてシャワーしている人もいますね、止まらないように。それまでして、施設というのはどういうふうな状況にあるのかというのは、町の経営者の方にもやっぱり随時入っていただいて、実態はどうなんだというようなことを実感として認識していただければ大変ありがたいなというふうな気がしております。

なかなか、あそこで話ししても通らないので、ちょっとここで質問したわけですが、

あと、虫対策についてもあります。

虫対策の大変だということも皆さん分かりますけれども、実際は、これから始まるアブと、それからカメムシ、この2つが水沢温泉の場合、全国的にカメムシは発生しているわけですが、中に入ってくるのが多いのかなという気はします。この理由、大体分かりますか。中に入ってくる、水沢温泉の中にアブとかカメムシが非常に多いというの、分かりますか。

町長、分かりますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変具体的なご質問でありまして、その具体的な質問につきましては、担当課長のほうからご説明させますが、実は、私も以前は月に1回程度は行っておったんですが、白内障手術しましたら、2年かけてやっておったんですが、白内障手術して1年間は公共浴場には入らないようにというようなことで、最近は行っていませんので、ちょっとの間行ってきたんですが、これから利用したいと思っておりますが、議員おっしゃるような話は温泉の中でも聞いた覚えがありますし、これまでも、シャワーの時間が短いというようなことで、議会のほうでもご指摘あったこともあったわけなんですけど、その折に、銘水館のほうで、あれ、ちょっと調整すると、ある程度長くできるというようなこともありますので、そう言ったと理解しています。その辺は、担当課長のほうからご説明させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、シャワーの件でございますが、ただいま町長からありましたとおり、シャワーにつきましては、前に修繕したことはありましたが、また老朽化に伴いまして、今、現状のようなことになったというようなことです。普通であれば、時間を調整することができるというふうなことになりますが、この現状では、大分また老朽化が進み、その時間の調整ができないような状況になってしまったというふうなことでございまして、大変、ご利用する皆様にはご迷惑をおかけしている状況でございますので、先ほど町長からも答弁ございましたけれども、全体的な管理、特に、先ほど銘水風呂を修繕した際に、やはり修繕といいますが、埋戻しをさせていただきましたが、その際に、先ほど町長から答弁ありましたとおり、いろいろ、脚の部分とか、柱の部分とか、目に見えない部分が非常に、腐食も心配されるというふうなことで、業者からの指摘がございました。そんな関係もありまして、先ほど、洗い場の水が流れる角度というの、状況を把握させていただいて、現場を確認させていただいたところでございます。

そういった観点から、やっぱり大規模調査が必要であろうというふうなことで、よろしければ、9月にまたお願いを申し上げて、その辺の大規模調査を実施に向けさせていただきながら、先ほど町長から答弁ありましたとおり、今後の修繕など必要ではないのかなというようなことも含めて検討させていただければなというふうに思っているところでございました。

したがって、虫の関係も、やはり木造の部分で、少し隙間から、特に、温泉というのは温かいわけでございますので、やっぱりカメムシというのは温かいところに寄ってくるということで、特に天井裏で光が入るところにかなりのものが下からも確認される状況になっております。それも含めて、対応策が取ればなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ぜひ、入っていただくと、カメムシがどういう状態で風呂場にいるのか確認いただいて。これ、なぜ言うかという、一回、初めて来た子どもさんとかお母さん方がもうきゃあきゃあ言って、あと二度と来ないと思うんです。せっかく来た方を逃がさない、やっぱり設備というのは、快適に過ごさせていただいて、300円だから仕方ないんじゃないかという感覚でなくて、やっぱりまた来て、また来たいというようなものを一つずつ潰していかないと、アブの場合も、あそこの休憩所で休んでいると、もう逃げ回っている光景を私、何回も見ていますので、そういうふうなもの一つ一つ。アブも、私なりに考えると、建物に入るのは玄関のドア、2つありますけれども、帰る方と入ってくる方同時に入ると、あそこ両方開くわけですよ。そうすると、アブが一斉に入ってきて、風呂場まで入ってくると。カメムシについては、上のほうからとか隙間からどんどん入るんでしょうけれども、やっぱりそういう対策をしていただいて、本当によかったというふうなものをしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それから、18日からまた再度オープンしたわけですがけれども、実は、今、話あった埋戻しをしたというふうなことでは、私の耳には大変不評な意見がいっぱい入っています。なぜ簡単に埋めたんだと。もう少し利用者とかいろんな方々からいろんな意見を聞いて、どういうふうにすればよかったんだかというふうなことを率直に聞いていただいて、それからでも遅くなかったのではないかなというふうな気がしております。

確かに、傷みが激しくて、前からいろいろ問題になっていたのは分かるんですけれども、銘水風呂は何もヒノキでなくてはならないというわけでもないですので、今のような石造りのやつでも置いていただければ、銘水風呂としてちゃんと成り立つわけですので、あまり短絡的に考えないでもらったほうがよかったのかなと。今さら戻すわけにはいかないでしょうけれども、今後、何らかの形で、補修とか、いろいろできるのであれば、ぜひそういうものをしていただきたいというふうに思っております。

今日はあまり難しい話はしませんので、そんなことでお願いしたいと思います。

あと、先ほどのカメムシなんですけれども、杉の花粉が大好物だというようなことで、ですから、あそこにも杉の木いっぱいあるので、当然いっぱい来るんだろうと思います。花粉が多い年はカメムシが非常に多いというふうに言われています、物の本には。ですから、花粉の量が今年

多いぞという年は、カメムシが非常に多くて、やっぱり隙間があれば、さっき話のあったとおり、どこの隙間でも入ってくる。明るいところに入ってくる。温かいところに入ってくる。今年の場合は、止まるまで、4月初めあたりまでも随分おりましたので、その辺も、悪い評判になるものについては、さっき言ったように取っ払っていくというふうなところで、幹部の皆さんの方にも、時々代わりに行っていただいて、毎月の庁議のあたりでも、あれ直したらどうだとかと、出てもらうと大変ありがたいなという気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目に行きますけれども、今は建物の中、外郭的なものですが、コロナ対策、今後については十分行う必要があり、脱衣場についても、換気対策が必要だというふうなことです。また、平日の利用者と町民無料の日、この利用者が極端になっているというようなことがあります。また、平日対策を、町として今後どういうふうにして充実したものにはできないかというふうなものをちょっと質問させていただきたいということをお考え方、よろしくお願ひします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 2点目の新型コロナウイルス感染症対策における脱衣所等の感染予防対策並びに平日利用者数の増加に向けた取組についてであります。初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症対策のために4月11日から水沢温泉館を休館しておりましたが、山形県の緊急事態宣言の解除に合わせまして5月18日から再開させていただきました。その際に、必要な安全対策を指定管理者から実施していただいております。当面は県外客の入浴制限をさせていただいておりますが、さらに、男女の脱衣所には滅菌対策に効果があるという次亜塩素酸の空気清浄機を設置しております。

次に、平日利用者数の増加に向けた取組についてであります。季節の移り変わりを感じながら町民の皆さんの健康を考える日として実施しております二十四節気の「町民健康温泉の日」につきましても、実施7年目を迎えておまして、水沢温泉館の平日の利用者数は平均242人程度ですが、町民健康温泉の日は357人と100人を超える利用者数の増加となっております。また、その他、利用者数を増やすための取り組みとしまして、広域観光における湯巡り探訪や高齢者ミニデイサービス等の積極的な受入れなど、様々な事業を駆使しながら実施していただいておりますが、今後とも利用者数の増加に向けた取組、さらには感染症も含めた、そういったものに対する対応が、十分今後とも必要かと思っておりますし、それらにつきましても、十分考慮しながら、指定管理者等への指示をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 利用者については、なかなか急激に伸びるというのは大変だろうと思いますけれども、コロナ対策、空気清浄機、確かに配備になっておりまして、大変よかったというふうに思っております。一番いいのは換気、いわゆる換気対策、窓を開けるのが一番いいんでしょうけれども、あそこでは開けられないというようなこともありますけれども、そういう換気システムも、できれば窓、そういうふうなのを造るのであれば、30分置きに窓を開けるとか、結構、脱衣所も混むと混みますので、そういったものを、今後していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

今、平日242名、それから二十四節気が357人ということで、年間10万9,000人とかと去年あったわけですが、分かればですが、参考に、10万人のうち町民はどれぐらいの割合でお使いになっているのか。分かれば教えていただきたいと。分かっているなければ分からないで結構です。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 町民の利用割合というようなことでございます。大変申し訳ありませんが、現在のところ、手元にはそういった数字を持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 多分、毎日、町外・町内の統計取っているわけではないので、分からないと思いますけれども、参考になるのは、二十四節気の券ありますので、その内訳を見ただけであれば、大体の割合が分かるのかなという気はします。

多分、10万人のうち5万、半分、50%ですと、5万人が利用するという、計算上はなりますよね。そうすると、人口5,000人の5万人ですから、1人当たり、単純計算で、10回、1人で10回行っているというようなことの計算になりますので、これだけ利用者が多い施設というのも町内にはそうないわけで、そういうところの維持管理、それからリフォームについて、町民の方から、リニューアルをしたとしても理解は得ることができるというふうに私は思っております。例えば1,000人しか使わないとか、そういうところではないですので、平均で10回も使って、5万人も年間使っているんだよというふうな、仮定ですが、そういうようなことがある施設については、やっぱりきれいにさせていただいて、快く使っている施設造りにしていただければ大変ありがたいところであります。

この問題の最後については、町長から、もう一度、リニューアル計画、予定としてはどの程度なのか、ちょっとお聞きして、この問題については終わりたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 全体的なりニューアルにつきましては、先ほど申し上げましたとおり20年を経過しているということも併せて、前から申し上げていますが、ボイラーも相当老朽化しておりまして、ボイラーの交換、こういったものを念頭に置きながらというようなことでこれまでも申し上げてきておりますし、その上には、灯油のボイラーなのか、それとも木質ボイラーなのか、こういったものの検討を含めてやっていきたいと申し上げておりますので、それも含めて、まずはボイラーの状況などが一番だと思っておりますので、それと併せた形でリニューアルになるかと思っておりますので、大分損傷も激しいものですから、間もなくというところであれなんです、大分、近い将来に思っていますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） リニューアルについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の啓翁桜の生産体制の見通しについてというふうなことです。

令和6年に販売額1億円を目指し、作付地を増やし、生産販売の増加に力を注いでいます。そして、町のブランド化を目指しているというようなことで、今後の生産体制について質問いたします。

第1に、作付地確保は進んでいるのか。場所によっては作付地に不適な場所も含まれているのではないかというふうなことですけれども、最初に見解をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 啓翁桜に関するご質問ですが、初めに、啓翁桜の現在の状況等につきましても、ご説明申し上げますが、啓翁桜の生産振興につきましては、平成29年度から山形県第3次農林水産業元気再生戦略における販売額1億円を目指す大規模園芸団地化計画に認定されまして、29年度の19.4ヘクタールから、令和6年度には36.6ヘクタールまで園地を拡大することを目標としまして、29年9月に西川町啓翁桜生産組合、さがえ西村山農業協同組合が事業実施主体となりまして、西川町園芸団地化実践協議会を立ち上げ、事業を推進しているところであります。

令和元年度の生産量の実績は、平成29年度と比較しますと、販売数量が15万8,000本に対しまして、元年度は22万9,000本で145%増となりまして、販売額につきましても、29年2,471万円に対して、元年度は3,969万円、160%増となっております。このように、啓翁桜の生産拡大が順調に推移しているところであります。

まず、第1点目の啓翁桜の作付用地の確保についてであります、ただいま申し上げましたと

おり、令和6年までの作付目標面積につきましては36.6ヘクタールですが、現在は、既存・新規園地合わせて吉川団地22.7ヘクタール、海味団地など12.5ヘクタール、合計で35.2ヘクタールで、栽培目標面積の96%程度まで伸びております。

また、ご指摘の不適地もあるのではないかとということですが、全ての園地の土壌状況調査を実施するとともに排水等の必要な整備につきましては、国の農地耕作条件改善事業を導入しながら整備を図っておりまして、整備後の県の西村山農業技術普及課の職員から確認をいただいております。苗の不良による立ち枯れが中には僅かありますが、西村山農業技術普及課の職員からは、ほぼ全ての園地が良好との調査結果を頂いているところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 不適作地については、私も海味のあそこの右岸といいますか、見させていただいたんですけれども、前回のときも話しましたんですが、石がごろごろで、最近見に行っても苗木が大分枯れています。枯れているわけなんですけれども、それは目標内だというふうな考えであれば、それはそれでいいでしょうけれども、立ち枯れしているのも結構目立っていますので、果たして適地なのかなというふうな気がしています。あと、下山の団地ですけれども、あそこも元田んぼでしたので、土が硬過ぎてどうなのかなというようなことがあって、あそこも、何町歩か計画されているんだろうと思いますけれども、そういうところをどうやって適地に変えて、下山団地については変えていくのか、土壌改良をしてからするのか、それとも、現状のまま植えていくのか。一番最初に下山植えたときは、大分枯れまして、ほとんど枯れたというような現状がありましたので、その辺の脇にまたするわけなんですけれども、その辺、土壌改良してからするのか、ちょっとご見解をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずは、海味のイワキアクト地域、一部立ち枯れが目立つのではないかとのご指摘でございます。

中には、やはりご指摘のとおり、苗の状態、さらには、一部どうしても排水がうまく 3.3ヘクタール、全て、ございますので、やはり全ての面積の中で、一部そういう状況が出てくると。その場合については、生産者、さらには農協等確認しながら、自分なりに植え替えをしながら、その必要な対策を取っていくというふうなことでございますが、あそこの園地につきましても、先ほどの町長の答弁のとおり、問題なくこれから生産拡大に対応できる十分な用地でございますので、これは自信を持ってこれから生産者とともに対応させていただければなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

さらには、下山の、全体で下山4.4ヘクタールございますが、その中で、今、ご指摘の部分は2.2ヘクタールほどのものだというふうに理解しておりますが、当初、まだ園芸団地化の計画推進前に、平成26年、27年に、農協が単独で実施した事業でございました。その際には、やはり十分な排水対策を取らないままに畦畔を取ったぐらいで、そこに植栽をしてしまったという経過でございました。その後、町がそういった整備に係る受託をしまして、農地耕作条件改善事業全ての園地をそういった形の中で平成29年から実施することになっておりますが、今回も、やはりそのままだということで、耕作者も代わりまして、さらには、その2.2ヘクタールの部分は、この農地耕作条件改善事業用にさせていただいて、排水体制をしっかりとった上で、再度植栽をし、栽培に向けた取組を行うというようなことになっておりますので、その辺については、十分な対応をさせていただきますので、よろしくご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 先ほど、耕作地については九十何%もう確保できたというふうなことをお聞きしまして、十分早い対応だったなというような気がしております。

令和6年度の販売目標が73万2,000本というようなことなんですけれども、令和5年と6年度の差額が1年で20万本も増えるというふうな計画ですけれども、これは、これであるということの計算ですけれども、それはそれでいいんですか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 計画上、面積がその土地に3.3ヘクタールとか4ヘクタールとかとあるわけでありまして、実際に植栽をしてから3年の経過が必要なわけで、最少でも3年間、3年から4年、5年、必要なわけでございます。大体計画では令和3年度まで、今年、来年度である程度拡大をすることによりまして、令和6年度には3年後というふうなことになりますので、全体的な本数をそういった形の中で計画させていただいているということでございますので、1年でちょっとかなり変化があるというふうなことのご指摘でございますが、そういった計画の下、対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今、20万本も増えるというようなことを申し上げたんですけれども、生産額についても、令和5年までは年間1,000万円とか900万円とか、その辺の生産額なんですけれども、やはり令和6年度、最終年度に行くと、2,600万円まで跳ね上がるというようなことで、

言って悪いんですけども、令和6年度にしわ寄せしていませんか。その辺。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 お手元の資料と、あと、うちのほうで前に提出した資料であるかというふうに思いますけれども、現在、精査をしながら、今、出させて、年間計画を、大規模園芸団地化計画を、修正をかけながら県のほうに間もなく提出をさせていただいて、年度間の調整を図っております。

その中で、今、簡単に申し上げて、今回、このたび、令和元年度につきましては、先ほど町長から答弁ありましたとおり、3,900万円の生産額でございまして、収穫面積としましては、19.3ヘクタールの状況のままです、3,900というふうなことでございます。それらを随時計算していきますと、34ヘクタール、今、34.2というようなことを先ほど申し上げましたが、大体そのぐらいの面積を確保して、3年、4年後には体制を取れるというふうな見込みというふうなことでございます。

農産物でございますので、確実にこうですというようなことは申し上げられませんが、今、その計画の中では、見込みとしてそのような数で、計算の中でさせていただいております。我々担当としましては、令和6年には1億円も可能であろうというふうなことで、その目標に向けて対応させていただいておりますので、よろしくご理解をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 1億円に向けて、ぜひよろしくお願ひしたいというふうな気持ちは十分あります。

ここで、2つほどまた質問させていただきたいんですが、販売単価について、これは、141円というのは1本当りなのかな、単価出ていますけれども、ずっと6年間同じ単価で計算していますから、コロナのように、今回のように、何あるか分からない。しかし、岩手県の啓翁桜の販売のちょっと出ておったんですけども、やっぱり3月以降は激減して、100円を切っているというふうなことがありましたので、非常に大変だということなんです。

西川町、西村山の啓翁桜の販売単価については、今回、5月いっぱい終わったと思いますけれども、単価についてはどうだったのか。高かったのか、安くなったのか、この辺について、ちょっと流れる的なものを教えていただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 啓翁桜の単価につきましては、うちのほうの今回の、これま

では、計画上は140円、141円というふうなことで計算をさせていただいておるところでございます。

このたび、令和元年度、結果でございますけれども、どちらかといえば、正月の前後、そして、早出しの部分で結構しておりまして、大きなコロナの影響が少なかったというようなことでございます。逆に言えば、花見ができないので自宅で花見がしたいというようなことで、啓翁桜を購入した方というのもいらっしゃるというようなことでございました。

そんな関係から、単価は3月で十分に集荷終わっておりまして、その中で、大体の単価ですが173円で、140円のところを173円で今回は確保ができたというようなことでございますので、大きなコロナの影響が出なかったというふうなことで、一安心というふうな状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 173円であれば、予想よりも30円くらい高かったということで、大変いい製品であったというふうに思っておりますから、今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

生産する人の確保ということですが、今、若い方も何人か入っておりまして、頼もしい限りではありますが、この方々がここに定住して生活できるような収益を上げていかないとまかないというようなことなんですけれども、今後5年間に、人の確保の見通しというのはどうなんでしょうか、大丈夫なんでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 啓翁桜の生産者の確保であります。先ほど申し上げましたとおり、現在、既存園地並びに整備計画園地を合わせて35.2ヘクタールということですが、全ての園地の耕作者は既に決まっております。園地並びに耕作者につきましては、西川町啓翁桜生産組合並びにさがえ西村山農業協同組合が一体となり確保に努めておりまして、一方、町では本事業を推進するために必要な農地耕作条件改善事業、国庫補助金の導入や園地整備の代行工事を行っておりまして、啓翁桜生産拡大においてそれぞれの役割分担により推進しております。

なお、西川町啓翁桜生産組合の組合員数につきましては、11個人、3法人となっております。生産者も増加しておりますし、また、そのうち認定新規就農者も2人加入しているところであります。

これまでも、農業関係で定住というふうなことで推進してまいったわけですが、これま

でも申し上げていますように、なかなか冬の収入が得られないというようなことで、定住がなされなかった要因の一つでありまして、これを何とか解消しようというようなことでの啓翁桜冬の収入でありますので、そういった意味では、今後、農業の新たな耕作者と申しますか、農業に携わる方の招聘については、ある程度めどがついたと申しますか、西川町に定住いただく要件がある程度整ってくるなと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この人の確保といわゆる手取りの収入という絡みからいくと、これ見ると、令和6年の最終年度については随分大幅に金額が上がるというような、これも、計算、当然なっていますね。生産額が上がりますので、人数的にも同じ方というふうになると、所得が上がっていきます。この数字でいくと、これで生計が成り立つ方も何人か出てくるのかなというふうな気がしております。これは西川町に定住される一つの要因になってくるのかなというふうに思っておりますので、この計画については、県とか、それから農協さんも十分タイアップしているというふうなことで、バック的には非常に頼もしい限りですので、これを着実に進めていただければ、他県からの転入者、新規就農者についても、ここに定住できるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、生産額、それから販売先についても、十分確保できるようによろしくおほしいたいと思います。

次に、3番目に行きます。

山形県の啓翁桜は全国的に80%ぐらい生産しているというようなことで、サクランボと同じような販売シェアを誇っているわけです。その中でも、北海道から九州まで、ありとあらゆるところで、今、啓翁桜の販売、生産を始めているところでもあります。したがって、量的に増えてくると、どうしても競争原理が働きますので、その辺も、単価に出てくるというようなことも考えられますけれども、それをどういうふうに西川ブランドとして単価を守っていく決意なのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 じゃ、決意も含めてであります。質問の第3点目、啓翁桜の生産競争激化に伴う町としての取組についてであります。初めに、他市町村との差別化についてであります。

何よりも市場での評価を高めることが重要と考えておりまして、そのためには、品質の向上、取組強化並びに安定供給体制を図る必要があります。品質向上につきましては、西川町啓翁桜生産組合と西村山農業技術普及課職員による年間を通した栽培講習会を実施していただきまして、品質の向上に努めております。栽培講習会では、西村山農業技術普及課において、町内に試験栽

培地も確保しまして、その試験を踏まえた指導をいただいているところであります。

安定供給体制につきましては、毎年暮れに東京大田市場で本町独自のトップセールスを実施しておりまして、市場関係者との情報交換の中で本町の品質向上や園地拡大の取組状況をお聞きしておりまして、市場関係者からは本町の安定供給体制の取組に対して大きな期待をいただいております。

現在の県内の栽培面積並びに販売額につきましては、東根市が一番でありまして、年間販売額が5,000万円程度になっておりますが、今後、本町が販売額1億円を目指しておりまして、それがそうなれば、県内一となりますので、そのことで全国一となりますので、さらに市場での認知度がアップすることを期待しております。

また、今年度から地方創生推進交付金による戦略作物広域連携事業にも着手しておりまして、啓翁桜を本町の戦略作物として位置づけ、啓翁桜のPR動画の作成や加工品などの関連商品の開発などによるイメージアップを図り、将来的には海外輸出の拡大にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

単価につきましては、先ほど課長のほうからありましたように、170円程度という、年間を通してであります。トップセールスは大体12月の末頃に行われるわけですが、そのときは、ご祝儀相場もあると思うんですが、360円、1本。その後、ずっと西川町の啓翁桜につきましては、課長から説明ありましたように、啓翁桜、どうしても寒さを与えないと花が咲かないと、そういった部分で西川町の気候が非常に良好だと。要するに、早めの開花ができると、出荷ができるということでありまして、年末年始、一番と大事な時期に西川町の桜を送ることができるということでもありますので、その期間、大体240円ぐらいで推移するということでもありますので、170円に落ちたのは、その後140円ぐらいになったと思いますので、その平均値だと思うんですが、そういったことで、西川町の地域性を生かしながら、さらに進めたいというように思います。

まず、先ほどありましたように決意であります。これは、やはり年間を通して収益を上げられる農家をいかにつくるか、そのために、冬の収益を収入を得られる農業。ただ啓翁桜だけではありませんので、今後、ハウス栽培、こういったものを活用しながら促成栽培等もありますので、そういったものに挑戦できれば、町としてはしたいと思っておりますので、そういったものを含めて、今後、農業生産の拡大に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この生産を続けるためには、先ほど申し上げたとおり、安定した収入の確保が大事だと思いますので、ぜひ、その辺は町としてもバックアップを強くいただければ

ば大変ありがたいというふうに思っております。

12月の啓翁桜議会あって、あの花もピンクだったわけですが、ちょっと調べてみたら15度から20度の間はピンク色、20度を超えると白い啓翁桜と、こういうふうに大体なっているというようなことで、だから、この前はピンクだったので、気候的には西川町のやつがやっぱり合うと。送ってもピンクであれば、非常に喜ばれると。こういうふうな位置づけなのかなというふうに思っております。遅くなればなるほど気温が上がりますので、そういった面では、やっぱり早めに勝負して、正月に大量に出せるような体制を組んでいただければ、西川町の啓翁桜も本当に先が安定するのではないかなというふうに思っております。

西川町は、耕作面積が非常に少ないわけで、5%ぐらいしかないわけで、その中で西川町のブランドとして残していくという、ブランドとしていくという、この啓翁桜をぜひ今後とも長く続くようにしていただければというふうに思っています。ブランドとしてやるというだけでなく、強い意思でやってもらいたい。

最後に、町長からもう一回、その西川町ブランドでやっていくんだという強い気持ちをもう一回聞いて、私の質問は終了させていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ブランドとして位置づけできるような啓翁桜、そうする生産体制等でありますので、これは必ずそういったことで目指したいと思えますし、西川町で、これまでブランドと言われるような農産物、まずは昭和40年代に西川牛が西川牛としてのブランドがあったわけではありますが、これは廃れ、そして昭和60年代ですが、吉川の米が山形県のトップブランド米ということで第1号認定になっています。これは夏の生産物でありますので、そして、さらに、今後の、先ほど言いました冬の生産物の啓翁桜をトップ、要するに、先ほど言いましたように、花の開花する時期、それから品質、こういったものについてもトップブランドは目指せるというような状況にありますので、そういった意味も含めて、生産者とともに頑張りたいと思っておりますのでよろしく願います。

古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

佐藤光康 議員

古澤議長 残り時間少ないわけでございますけれども、続いて、3番、佐藤光康議員。

〔 3 番 佐藤光康議員 質問席へ移動 〕

3 番（佐藤光康議員） 3 番、佐藤光康です。

新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

質問 1 で、事業者などの支援について。

国や県、町の支援は種類も多く非常に複雑です。支援が必要な方にきちんと届くように、町としてどのような努力をしているか。

それから、国や県の支援から外れている人たちを町でどのように支えていくのか、できれば、簡単に説明をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔 町長 小川一博君 登壇 〕

小川町長 コロナ対策につきましては、先ほど佐藤仁委員のご質問にお答えしていますので、今の状況につきましては省いて要点だけご説明しますが、議員おっしゃるように、今回のコロナウイルスに関しましては、国の制度、県の制度、そしてさらに、そのかさ上げにと申しますか、それぞれの町村が独自の対応を行っているわけでありまして、非常に複雑でありまして、なかなか町民の皆さんが理解できないというのは事実であります。

そういったことで、町の対応としまして、まず一番初めに、その制度もそうですが、町の支援制度もそうですが、まず国の制度、これを確実に町民の皆さんに知っていただく。そのために、まずは商工関係では商工会の支援チームをつくって、それぞれの事業所に行って、事情を聞いて、そして説明して、理解してもらって、申請は担当者も含めて一緒に会ってやったと。

それから、今回の10万円の給付につきましても、その内容を見ますと、身分を証明するものとか、そういったものを含めて、なかなか高齢者には分かりにくい。そして、何をもって身分を証明するのかと、こういったものをなかなか理解できないという方が多いであろうようなことも含めて、高齢者の1人暮らし、2人暮らし世帯については、それぞれ町の地域派遣職員がおりますので、地域派遣職員が主体となって、それぞれの家庭を訪問しながら申請の手続について相談して、今回の申請に至ったということでもあります。

まず今回、一番気を遣ったのはそういう点で、町民の皆さんがいかに今回の制度を理解して、そして利用すると。これが基本でありまして、そして、併せてマスク等につきましてもですが、早々にそれぞれの団体の皆さんから寄附などもいただいておったわけでありまして、そういった意味では、今回は、町民の皆さんのご理解もそうですが、町の職員につきましても、非常に急な、それぞれの地域での活動も含めて大変難儀をかけたなと思っています。そういった意味では、

非常に、今も新聞紙上等ではいろんなトラブルはあるというようなことがあります、ほとんど、西川町の場合、トラブルはなく、申請にこぎ着けるということでもありますので、本当にありがとうございます。

そして、それと併せて、今後の対応であります、国・県の制度につきましては、どうしても所得制限、こういったものがありまして、そのボーダーラインに引っかかるか引っかからないかで、相当の違いが出てくるということでもありますので、昨日の全員協議会でもありましたように、その部分を今後どういうふうに引き上げるか、その実態も含めて調査しながら対応をしたいというふうに思いますので、それも含めてご理解をお願いを申し上げます。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、町長が言われましたように、町の商工会、役場の商工観光課、それから朝日観光協会、一緒になって新型コロナ対策支援チームを立ち上げて、商店や飲食店、直接連絡したり訪問したり相談活動に乗っているということ、非常に評価できる活動だったと思います。私も町内の事業者を少し回ったのですが、事業者の多くの方々が、町のほうで何度も来てくれて、相談に乗ってくれて、本当に助かったという感謝の声がたくさんありました。それから10万円の特別定額給付金でも、さっきお話ありましたけれども、役場の派遣職員の方が直接出向いて相談に乗ってくれて非常に感謝したという声があります。

今までは、よく町内を回ると、役場の職員の方たちはさっぱり地区に来てくれないという嘆きがあったんですが、今回、町の職員の方々がどんどん地域に出られて相談に乗ってくださったということでは、非常にすばらしいお仕事だったのだと思います。

役場の職員の中には、町外の方も結構おられます。やはり現場を歩かないと政策の立案なんか具体的なものになりませんので、ぜひ、この経験を生かして、どんどん地域に出て、町民と一緒に町を盛り上げていただきたいというふうに思います。

そこで、1点だけ、この件に関して質問します。

プレミアム付商品券のことです。

昨日も話ありましたけれども、先月段階で販売済み件数は1,023セットということで、追加販売ですけれども、残り2,000セット近く残っているということでした。6月30日まで販売の予定ですが、これから売れる見通し、そして売れ残った場合に一体どのようにするのか、考えをお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 プレミアム第2弾の件につきましては、具体的なことについては商工観光課長からご説明させますが、実は、第1弾目も発売しまして、1日で完売したということで、第2弾の要請もあってであります。これ、第1弾の販売数を1.5倍に増やしたというのはなぜかと申しますと、実は、高齢者も含めて一般の方からのいろんなご意見がありまして、なかなか5万円を準備するには大変だと。常に5万円など持ったことはほとんどないという人もおりまして、そうではなくて、間もなく10万円がそれぞれ配布になりますので、その10万円のうちの5万円を使って町内で利用していただく。そういった意味合いも込めて今回の1.5倍の販売をやったというふうな経過であります。

ただ、どうしても、先ほど言いましたように、本当は1万円でも買えるわけでありまして、どうしても5万円というのが頭にあってありますので、その辺の啓蒙はこれからだと思えますし、売れ残った場合等につきましても、それはそれで販売して、残った場合は、例えば第3弾でやるとか、そういったことも可能なことだと思っておりますのでよろしくをお願いします。

まず、その辺の状況につきましては、担当の課長からご説明させますのでよろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁を志田商工観光課長。

志田商工観光課長 プレミアム付商品券の関係でございます。

町長からもありましたとおり、今現在、2回目というようなところで、追加3,000セットを商工会さんのほうで販売中というようなところであります。

経過を申し上げますれば、4月24日、第1回目、2,000セット即日完売というようなこともありまして、今、町長からあったとおりでありまして、町民に行き渡るようにというようなこともありまして追加というようなところではあります。議員からもございましたとおり、5月末段階で1,023セットでございます。今後、残り、今、2,000弱セットがあるわけでありましてけれども、商工会さんのほうでもなるだけ6月中の多くの販売を目指していきたいというふうにしながらも、今の状況からすると、なかなか完売については難しい部分もあるのかなということ、正直に商工会さんのほうでも考えておられるようでありまして、今後の状況を見ながら、あと、長い期間使えるようにというふうな意味もありまして、今後、考えていくというようなところについては、役場とともに共有をしながら、検討しているというふうな状況になっております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の状況では、完売は難しいんじゃないかということでした。

いろいろ商店を回りますと、やはり商店や飲食店の方たちから、売れ残ったら今まで5セット

買った人もまた買えるようにして、ぜひ追加販売してほしいという声が出ていますが、こういう考えはありませんでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 そういった声につきましても、実際に町民からも聞いてもおりますし、商工会さんとしても、そういったことを受けながら前向きに検討していくというふうなことでは考えておられるのかなというふうには思っております。

古澤議長 佐藤光康議員の質問は途中でございますけれども、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） では、続きをお願いいたします。

プレミアム付商品券の6月30日までで一応販売終わるわけですがけれども、町の商店の方たちからは、追加販売してほしいという声が上がっています。だけれども町のほうではあまり乗り気じゃないかという話があります。それはなぜかといいますと、5セットまででしたけれども、それをさらにということになりますから、一部の方だけが税金がもらえて得してというふうな話みたいで。

そこで、町長に伺いますけれども、プレミアム付商品券を出す目的というのは何でしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、目的は2つありまして、一つは、町民の皆さんへの今回のコロナも含めてであります。購買意欲の向上と併せて、これまで申し上げてきたんですが、町内の消費動向調査につきましても、12%から、現在17%まで上がっています。できる限り、30%までは上げたいというようなこともありまして、町内でいろんな店を知っていただいて買物していただく。そして、そこで商店の方との接点を持っていただいて、今後の消費動向を活性化するということもありまして、それと、今回は特にコロナでありますので、コロナウイルス関係でありますので、商店が非常に困窮しているというようなこともあって、消費を拡大するという意味もあって、今回やっ

ているところでありますのでよろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、町長のほうが後半のほうに言われましたように、例年と違って今年はややはりコロナ危機の中で本当に商店の人たち、飲食店の方たちなど事業者の方が苦しんでいる。その経済的な支援という意味が非常に大きな意味を持っていると思います。第1弾で400万円、第2弾で645万円、約1,000万円余りをつぎ込んで町民と一緒に、町の商店街、そして、いろんな業者の方を応援しようということが今年は大きな意味があるんだというふうに考えるわけです。

特に、事業者の中では、2割、3割収入が減ったんだけど何も手当がもらえないと、国からの持続化給付金も対象にならないと。県の緊急支援金も対象にならない。そうすると、町のかさ上げも対象にならないと。何も無いということです。ですからそういう意味では、プレミアム付商品券が、せめて町の業者さんの救いになっている方もいるわけです。

例えば、ほかの市町村の例を挙げますと、寒河江市はさがえ応援券、河北町はかほく応援券です。どちらもプレミアムが40%です。ですから、40%は税金をつけて町の人たち、市内の商店の人たちを、事業者を応援していこうということになっているわけです。6か月有効ですから10月末まで使えるということになっています。購入できるのは、両方とも町や市の中の人だけじゃないんです。もう今回は、町外の人でも市外の人も含めて応援してもらおうと、そういうふうな取組で支援しようとしているわけです。

何で西川町は、町外の方が西川町のプレミアム付商品券を買えないのかというふうに疑問を持っていらっしゃる方もおられます。ぜひ買いたかったと、買って応援したかったという声も上がっています。

そこで、あと、さらに言えば、寒河江、河北の応援券というのは、モウモウ祭りと同じでして、店で販売しています。それぞれの店で私たちが買うということになります。ですから、この店から2セット買って、この飲食店から3セット買って、そういうことで買うことができます。ですから、そこに、全体として何セット買ったかと、何セット以上買ったらもう駄目とかということはないです。幾らでも、その店によっては制限ありますけれども、いろんなところで幾らでも買えると。そういう全体の制限はないわけです。そうやって、みんな、今の危機の中で市や町の業者さんを応援していこうということだと思うわけです。

ですから、6月30日売れ残れば、ぜひ、追加販売をしてほしいと。そして、5セット買った方も協力してもらえる方はぜひ買ってほしいと。そういうことをするべきだと考えますけれども、

町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃいますように、それぞれ市、町によって、プレミアムの率には違いがありますが、西川町としては、まず20%というようなことでこれは進んでおりますし、町外の方もということではありますが、まず、先ほど言いましたように、町民の皆さんに町内の商店との接点をまずつくりたいということも大きな目的があります。これはなぜかと申しますと、どうしても先ほど言いましたように、消費動向調査、17%、83%は町外に行っているということでもありますので、まず町内で消費する習慣、こういったものを含めて、今回、増発したということもありますので。ただ、この後の第3次につきましても、議員おっしゃるようなことを念頭に置きながら考えたいと思いますのでよろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 第3弾ということで話ありますけれども、せっかく45万円の宣伝、チラシ、いっぱい作ったのに、これ1回やめて、第3弾でまた作って、そんな面倒なことやるんですかという業者さんがおられます。ですから、5セット買った方も含めて追加販売して、そして、町の業者さんを助けていくということが非常に、今、大事になっていると思います。

ある商店の方は、追加販売してもらえれば、町内の中でお金が動くわけですから、本当に町内の商店や飲食店の方は皆さん喜ぶますねという話ですよ。ですから、そういうところで、ぜひ、こういうコロナ危機の中でのプレミアム付商品券の意味、そこをしっかりと捉えてもらって、ぜひ、業者さんの期待に応えて追加販売をしていただきたいと思いますけれども、再度、町長、いかがですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 一般町民の皆さんのいろんなご意見もありますし、議員がおっしゃいますように、議員が町民の皆さんのご意見も伺ったということでもありますので、それも含めて、あと、商工会の今現在の状況やら、そういったもの、商店の意向なども踏まえながら、第3弾というのであれば考慮したいと思えますし、ただ、どうしてもプレミアムの利用期間が限定されますので、そういった意味を含めて第3弾になろうかと思えますが、もし、するとしたら第3弾ということになりますが、よろしくおしいたいと思えます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 町内の業者さんの願い、期待、それをぜひ受け止めていただいて、追加販売という形でしてもらえればというふうに思えます。

次、質問2のほうに行きます。

生活支援についてということで、国民健康保険の基金を使って国保世帯の軽減を図るべきではないかということ、今日、質問する予定でしたけれども、昨日、町から提案がありましたので、それはちょっと、説明というか答弁、お願いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 補正予算にも計上しておりますが、全般的にわたってご説明申し上げます。

国民健康保険の基金についてであります。議員もご承知のとおり、国民健康保険事業は相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険に加入する町民の皆さんの疾病、負傷、出産または死亡に関し必要な給付を行うことで、社会保障及び健康の向上に寄与することを目的としておりまして、国民健康保険基金につきましては、国民健康保険事業の健全な財政運営に資することを目的に設置しているものであります。

昨日の議会全員協議会で担当課長より説明いたさせましたとおりであります。このたびの新型コロナウイルス感染症による経済的影響により減収となる国民健康保険の加入世帯に対する減免を行うとともに、町独自の支援施策として、国民健康保険加入世帯の経済活動や社会生活を支援するため、令和2年度の国民健康保険税につきましては、国民健康保険給付基金約2,000万円を活用し、全加入世帯を対象に保険税の2割を一律に軽減するため、今定例会に上程いたしておりますので、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算ともども、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 私が3月議会で、基金を使って国保世帯の軽減を図るべきだと質問しましたが、今年度、町が国民健康保険基金を取り崩して一律2割減免に踏み切ったということは、非常に英断だったと考えます。国民保険の加入者から集めて積み立てていた基金をこのコロナ危機で苦しんでいるときに、自営業している皆さんの負担を少しでも減らそうという町の今回の決断を高く評価したいと思います。

次、質問3に移ります。

学校での新型コロナウイルス感染症対策と学習支援について。

昨日、全員協議会では具体的な説明もありませんでしたので、答弁をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ご質問は、学校教育関係ということで、特に支援関係でありますので、答弁に

つきましては教育長よりいただきますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは、佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校における新型コロナウイルス感染症対策と学習支援についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけれども、西川小学校及び西川中学校は、4月7日に入学式を行い、4月10日まで登校した後、4月13日から5月10日まで休校、5月11日から学校活動を再開しております。

学校の再開に際しましては、5月1日付で文部科学省から発出されました「学校教育活動に関する提言」に記載された学校の感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、子どもが通うことは困難であり、長期間ウイルスとともに生きていくという認識に立ち、感染リスクを低減しつつ、学びの保障との両立を図ることが重要であるという考えに基づき、密集、密閉、密接の3密を避けるためのできる限りのことを行い、感染の予防の徹底に努めております。

具体的には、できる限り教室での机の間隔を取るために、西川小学校では多目的ホール、西川中学校では音楽室などの広い教室での授業を行っております。また、西川中学校では教科によって対応できる授業は1学級を2つに分けて行ったりするなどして、3密にならないように工夫を行っております。給食の際にも密にならないように、西川小学校では、これまで多目的ホールで全児童一緒に給食を食べておりましたが、教室で行って、これも対面にならないようにしております。また、西川中学校では1学級のみ学年は空いた教室を使いまして、学年を2つに分けて、これも対面にならないようにして行っております。その他、小まめな手洗いと換気の励行、多くの児童・生徒が触れる場所、例えばスクールバスや教具などの消毒の実施、それから児童・生徒の毎日の健康チェックの実施等、全教職員で対応に当たっております。

併せて、家庭には、登校前の検温の実施とマスクの着用、帰宅後の手洗いの励行、県外との往來の自粛の協力をお願いしております。

次に、学習支援についてであります。

4月13日から5月10日までの休校期間中は、週に1回の臨時登校を行ってまいりました。臨時登校の際には、家庭学習の進捗とその確認と次の課題を配付し、学校再開のときにスムーズに学習できるように進めてまいりました。また、動画配信での学習支援にも取り組み、西川小学校では英語、西川中学校では英語、社会、技術、音楽の動画配信を行ってまいりました。

学校再開後には、ただいま申し上げましたとおり、西川中学校では数学、英語などは一つの学級を2つに分けて3密の防止とともに、一人一人に合った支援ができるような体制づくりで授業

に臨んでおります。そのように実施するために、校長をはじめとする担当以外の教員や学習生活指導補助員、さらには、外国語指導助手、いわゆるALTも加わって授業するなどの工夫を行っております。そのほか、放課後の時間も活用し、学習面で遅れている児童・生徒には個別指導も行っております。

このように、新型コロナウイルス感染症対策、学習支援につきましては、西川小学校及び西川中学校の全教職員ができることは全て行うという意気込みで取り組んでおりますが、今後とも、新しい生活様式を習慣化し、ウイルスとの長期戦に向けて持続可能な学校生活が送れるように努めてまいります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） できることは全て行うということで取り組んでいるというお話でしたけれども、すばらしい、ありがたいことだと思います。

あるお母さんも、西川中の先生方がいち早く動画配信をしてくださいますして、娘さんが動画配信を見たとき、ほとんど家から出なかったわけですがけれども、本当に安心して、先生いたということで安心なされたということをおっしゃっていました。あと、もう西川中には桜が咲いたんだというふうな、それでやっと分かったという方もおられました。あと、部活の先生方からは電話をいただいて、本当に子どもの励ましになったという声もありました。

ですから、今回、休校が長かったですけれども、やはり、学校というのは、先生方と生徒のつながり、生徒と生徒のつながりが非常に大事なんだということが改めて分かったように思います。

ですが、今、休校期間が長くて、中学校3年生は修学旅行もなく、部活もなく、何の楽しみもなくもう受験だけだと。本当に非常に暗い気持ちで落ち込んでいる生徒もたくさんいます。また、今、授業のスピードがもう、何とかして遅れを取り戻そうということで、先生方は一生懸命やっています、大変な、子どもたちも親も不安に思っているようです。

休校が長かったわけですがけれども、西川中、西川小の子どもたちの今の現状なんか分かったことがあれば、ちょっとお話ししていただければと思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 文科省からは、一番最新のいわゆるマニュアルとしまして、5月22日に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式というのが発出されまして、現在では、それに従ってやっているわけです。5月11日から段階的に全員登校しているわけですがけれども、約1か月が過ぎようとしておりますが、やはり最初は、先生方も子どもたちもそうなんですけれども、やっぱり学校は子どもがいてこそその学校だというこ

とをすごく実感したということで、子どもたちも大変張り切っているようです。ただ、最近の様子を聞きますと、若干やっぱり疲れが見えてきたのかなということで、若干ですが、体調を崩すような子どもも見られるということですが、今言った新しい生活様式で頑張っているというのが現状です。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） あまり無理ないように、できるだけ子どもたちをよく見ながら、ぜひお願いしたいと思います。

今、保護者の皆さんや子どもたちが一番心配しているのが、やっぱり1クラス40人のクラスがあるということです。先ほども話ありましたけれども、この身体的距離の確保、人と人の間隔は2メートル、最低1メートルは空けましょうと。ここも空いていない状況ありますけれども、それが新しい生活ということになりますけれども、さっきも2クラス分けてとかという話ありましたけれども、まだ、やはり40人で授業なさっている授業もあるようです。

北九州市では、小学校でクラスターが発生しました。学校では安全だろうというふうな話があったんですけども、やはり出てきています。今から県外の人たちも多分どんどん来られると、また、第2波、第3波が予想されるわけです。

ということで、ぜひ、そこら辺の40人1クラスをしないで、何とか工夫して身体的な距離の確保を守っていただくようお願いしたいんですけども、教育長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 先ほども説明しましたけれども、佐藤議員が今おっしゃるとおり、全ての授業が2クラスに分けてという、できる環境にはございません。したがって、条件が整わない授業につきましては、40人ぎりぎりの1クラスで、一つの教室に40人が入って行う授業というのも当然あるわけですけども、先ほど申しました新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準の中に、文科省では、例えば40人学級のときの机の配置まで、一応定めたものがあります。

その例なんですけれども、1クラス40人の例ということで、文部科学省の基準的な学級の教室の広さが、一応文科省では8.3メートル掛ける8.3メートル、およそ69平米になりますけれども、そこできちんと、ぎりぎりのところもありますけれども、大体1メートル間隔で並べるという机の配置図も示しています。それに基づいて、西川中学校でもやっております。西川中学校の教室は8メートル掛ける9メートルで72平米になりますので、文科省の基準よりは若干広くなっております。ちょっと苦しいところはあるんですけども、一番できる限りそんなふうにしてやって

いきたいと思います。

また、どうしても近隣に感染者が増えてきたんだということになれば、やっぱり大事を取って、複式の形にするかどうか分かりませんが、2学級に分けてというようなことも当然考えられることかと思えますけれども、現在のところはそんなところで対応しているところです。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 休校終わってから、1クラス40人の教室を、教育長、ご覧になったことがありますでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 直接授業の風景は見たことはありませんが、校長からは様子を聞いております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 私も3月議会でこれ質問しましたので、議会だよりに掲載するために実際に教室に行ってきて写真を撮ってきました。びっくりしました。本当にきついです、1クラス40人というのは。ということで、ぜひご覧になっていただきたいと思えます。

これは、別に教育長とか西川町が悪いわけじゃなくて、県と国の責任なわけです。私、日本共産党に所属していますけれども、昨日ですか、緊急提言しました。やっぱり今、1メートル、できるだけ2メートル空けるには、やっぱり1クラス20人でないと駄目だと。2メートル空けるには20人でなければ駄目だと。やっぱり学校を、社会でみんなで身体的距離を確保しようと言っているのに、テレビでもやっているのに、何で学校だけ例外できるのかということになりますよね。ですから、学校だけを例外にしてはいけないということで、20人学級を緊急にさせると。そして、先生方10万人必要だそうです。そういうのを、やはり国でやってもらって、そして、しっかりと子どもたちの健康を守ることが非常に大事になってくると思えます。

そういう点で、ぜひ、県ですね、「さんさん」プランですけれども、西川町は適用されていません。県にも国にもぜひ声を上げていただきたいと思えます。

町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回の要望書につきましては、西川町のことに限った要望書になりますのですが、県の町村会としましても、「さんさん」プランの徹底、さらに、それからもう一つは、教職員の配置であります。特に、補助員と申しますか、そういった方につきましては、町それぞれの自治体単独で配置しておりますので、その分は国がみるべきだというようなことも含めて要望しておりますし、今後とも、町村会のみならずいろんな場面で声を上げていきたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 次の感染が予想されるわけですが、やはりどうしてもオンラインの整備、全く子どもたちとの通信が途絶えるということがないように、オンラインの整備を今のうちに進めていく必要があると考えるわけです。それも、一方的に動画を配信で見てくださいますと言っても、なかなかテレビじゃないですけども、集中できないわけです。そういう点では、やはり双方向の、何々君元気ですか、何か質問ないとか、そういうやり取りできるシステムが、今出てきていますので、ぜひそういうのをお願いしたいと思うわけですが、町のオンラインの方向と、いつ頃までできる予定しているのかをお願いします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今回の補正予算でもお願いしておりますけれども、一応今年度中に、子どもというか全児童・生徒1人に1台ずつ端末を配備する予定になっております。ただ、なるべく早めにとは考えておりますけれども、今年度中にと、今のところ考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、結構オンラインの受注関係が殺到しているようで、大変なようですけれども、ぜひ、早急をお願いしたいと思います。

それから、もう一つですけども、オンラインで、先生方が得意な方と不得意な方いらっしゃるわけです。ですから、そこに仕事を集中すると、先生方の仕事ができなくなるわけで、今のうちに、やっぱり準備しておく必要があると。そういうことで、オンラインの支援員のような形のそういう方が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 当然、必要になってくるとは思いますが、そういう整備状況と併せて検討していきたいなというふうに思っております。十分に課題は捉えております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今日、教育長から、先生方ができることは全て行う決意なんだという話をお聞きしまして、大変ありがたいといいますが、大変勇気が出るお言葉だったと思います。

ぜひ、西川町の子どもたちの学びを保障して、心身のケア、安全を保障するために、引き続き努力をお願いしまして、質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時31分

令和 2 年 6 月 5 日

令和2年第2回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年6月5日(金)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

議第28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

議第29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について

議第33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第3号)

議第37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 報告第2号 令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第3号 第29期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について

日程第4 報告第4号 第14期株式会社米月山の経営状況の報告について

日程第5 請願の審査報告

日程第6 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第7 議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第4号)

日程第8 議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 発議第 2 号 免税軽油制度の継続を求める意見書

日程第 10 発議第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

その他（報告者）

株式会社米月山
代表取締役社長 高橋春二 君

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

日程の追加

古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）、議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第7、議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）、追加日程第8、議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）とします。

議案の審議・採決

古澤議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議第28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

荒木政策推進課長。

〔政策推進課長 荒木真也君 登壇〕

荒木政策推進課長 議第28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、補足説明を申し上げます。

西川町では、平成28年3月に作成いたしました平成28年度から5か年間を計画期間とする現在の西川町過疎地域自立促進計画に基づき、地域住民の福祉の向上、社会基盤の強化、雇用の増大、地域格差の是正などの事業に対し過疎債を有効に活用してきておりますが、本年度、西村山広域老人ホーム（明鏡荘）のボイラー用煙突修繕工事分担金を行うため、県との事前協議による指示及び同意を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定により、計画の一部を提案するものであります。

お手元の西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについての新旧対照表をご参照願います。

過疎地域自立促進計画の34ページ、自立促進施策区分、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の表中、事業名「（3）児童福祉施設保育所」の前に「（1）高齢者福祉施設、老人ホーム」を追加するとともに、事業内容に「老人保護措置費、西村山広域老人ホーム（明鏡荘）分担金」を、事業主体に「町」を追加するものであります。

なお、本計画の一部変更につきましては、本年4月20日付で県に計画の変更協議を行い、5月8日付で同意をいただいているものでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 過疎債を適用するということでありませぬけれども、この明鏡荘のボイラー関係の工事費総額と、町の負担金がどのぐらいになるのか、お分かりであればご報告をお願いします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

明鏡荘ボイラーの煙突改修工事の総額及び町の負担金ということでございます。ボイラー煙突用の修繕工事総額が1,557万円、町の負担金が189万9,000円、以上となっております。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第28号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の2ページをご覧くださいと存じます。

本条例は、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため監査制度の充実強化などの規定の整備を行った地方自治法等の一部を改正する法律の中で改定された地方自治法の施行に伴い、本町の関係する3つの条例の規定を整備するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、西川町監査の執行に関する条例の一部改正であります。地方自治法が改正され、「第243条の2」の規定が「第243条の2の2」に移動したことに伴う改正であります。

この第243条の2の2第3項は、会計管理者、会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員などの職員が町に損害を与えたと町長が認めるときに、その事実があるかどうかの監査などを町長が監査委員に求める規定であります。

なお、条例第4条に規定されております特別監査については、地方自治法第75条第1項は住民からの監査請求、同じく第98条第2項は議会からの監査請求、同じく第199条第6項及び第7項は町長からの監査請求、同じく第235条の2第2項は指定金融機関が取り扱う公金の収納または支払いの事務の町長からの監査要求であります。

次に、西川町病院事業の設置等に関する条例及び西川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、西川町監査の執行に関する条例の一部改正と同様に、地方自治法

の条項が移動したことに伴う改正であります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第29号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の5ページをご覧くださいと存じます。

本条例は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の中で改正された行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、規定を整備するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第6条第2項の改正につきましては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたこと、また、同法で規定する電子情報処理組織による申請等の規定が同法「第3条第1項」から「第6条第1項」に移動したことに伴う改正であります。

第10条第1項第2号の改正につきましては、情報通信技術活用法で規定する電子情報処理組織による処分通知等の規定が同法「第4条第1項」から「第7条第1項」に移動したこと、また、電子情報処理組織による申請等の規定が同法「第6条第1項」に移動したことに伴う改正であります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第30号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の6ページをご覧くださいと存じます。

本条例は、国から地方公共団体への事務権限の委譲や地方公共団体に対する義務付け、枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で改正された災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に伴い、災害援護資金の利率及び償還等の規定を整備するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第14条の利率の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律で年3%と規定されていた利率が、条例で設定できるように改正されたことに伴う改正であります。

第15条の保証人の規定につきましては、利率の改正に伴い新設するものであります。

保証人の規定の新設に伴い第16条に移動する償還等の改正につきましては、災害援護資金は従来から所得の少ない世帯への貸付けが多く、年賦及び半年賦償還では1回当たりの償還額が大きいことから、改正災害弔慰金の支給等に関する法律で月賦償還が新たに規定されたために、第1項において年賦償還、半年賦償還の償還方法に月賦償還を新たに加えるものであります。

この月賦償還の方法を加えることにより、1回当たりの償還額が低く抑えられ、借受人が償還しやすくなり、一定程度の滞納防止が期待できること、金利計算を月ごとで行うことから支払利息の総額が若干下がることなど、借受人及び町にとってメリットがあると考えております。

また、第3項では、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の改正に伴い、規定を整備するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第15条の保証人の規定の新設に伴い、規則への委任の規定が第17条に移動するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

なお、本条例の対象となる災害は、昭和42年8月の羽越豪雨をきっかけに48年に成立した災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、防風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然災害とされており、本町において、現在、災害援護資金を借りている方はおりません。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第31号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について、補足説明申し上げます。

本条例は、水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため設定するものであります。

お手元の議案書及び新旧対照表8ページをご覧ください。

西川町水道給水条例第35条は、給水装置の構造及び材質を定めた引用条文が移動となったため、改正するものであります。

続きまして、新旧対照表9ページをご覧ください。

西川町水道分担金徴収条例第5条は、給水装置工事の申込みについて引用している条文が移動となったため、改正するものであります。

議案書をご覧ください。

附則で、本条例の施行の日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第32号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などに伴う地方税法の改正に基づき、町税条例の一部を改正し、所有者不明土地等に係る固定資産税の公平性の確保、新型コロナウイルス感染症の影響に対する税の徴収猶予、固定資産税の軽減、軽自動車税等の環境性能割の臨時的軽減、住宅ローン控除の適用要件の弾力化、イベントなどの払戻し請求権を放棄した場合の寄附金控除の適用などについて、規定の整備を図るものであります。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

改正条例第1条関係であります。

第60条の3は、土地または家屋について登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における当該土地または家屋を所有している者を現所有者とし、現所有者が現在所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に現所有者の住所、氏名または名称など、必要事項を記載した申告書の町長への提出について、規定の整備を図るものであります。

第61条は、固定資産税に係る現所有者及び固定資産税の申告すべき事項について、正当な理由なく申告を行わなかった者に対し、10万円以下の過料を科す規定の整備であります。

附則第7条は、固定資産税の課税標準の特例に、新型コロナウイルス感染症などの影響により厳しい経営状況にある中小事業者に対し、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロと軽減するもの並びに認定先端設備等導入計画に従い令和3年3月31日まで取得した先端設備等に該当する家屋及び構築

物の固定資産税の課税標準の軽減の適用を規定するものであります。

11ページをご覧ください。

附則第7条の2は、第1項で、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備導入計画により、令和3年3月31日まで中小事業者が取得した機械及び装置の課税標準についてゼロに、第2項で、令和3年3月31日までに新築されたサービス付高齢者向け住宅である賃貸住宅の課税標準を5年に限り3分の2に、第3項で、第7条で規定する先端設備等の家屋及び構築物の課税標準についてゼロとすると規定し、附則「第7条の3」を削り、附則「第7条の4」を「第7条の3」に改め、整備を図るものであります。

第12条の2は、3輪以上の自家用軽自動車を取得した場合、環境性能割を非課税とする特定期間を令和元年10月1日から令和3年3月31日まで6か月間延長をする規定の整備であります。

第19条は、徴収猶予の申請手続について、申請書の訂正または添付すべき書類の訂正もしくは提出を求める期間及び期間を経過した日において申請を取り下げたものとみなす期間を規定の20日以内とする規定の整備であります。

12ページをご覧ください。

改正条例第2条の関係であります。

附則第7条は、令和3年1月1日施行の地方税改正に伴い、中小事業者などの家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の軽減特例並びに先端設備等に該当する家屋及び構築物の読替規定の整備を図るものであります。

附則第7条の2第3項は、先端設備等に該当する家屋及び構築物の読替規定の整備を図るものであります。

附則第20条は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づき、政令で指定する文化芸術またはスポーツなどの行事などが中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた入場料金等の払戻請求権について、令和2年2月から令和3年12月31日までに全部または一部の放棄を行った場合、その放棄払戻請求権相当額について寄附金とみなす規定の整備を図るものであります。

第21条は、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合、住宅借入金などの特別控除の期限を令和16年度まで延長する規定の整備を図るものであります。

議案書の附則をご覧ください。

附則は、施行期日を公布の日からとし、第1条中第61条第1項の改正規定及び第2条の規

定については、令和3年1月1日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第33号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉法の改正及び老人福祉施設に関する地方分権の推進を図るための関係法律等の整備に関する法律の施行に伴う厚生保険局長通知及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政支援に関する厚生労働省からの通知に伴う、被保険者及び傷病手当金に関わる改正であります。

新旧対照表の14ページをご覧ください。

第4条は、児童福祉法の改正などに伴い、第2号の老人福祉法に基づく老人ホームまたは特別養護老人ホームの入所者の規定を削除するとともに、児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所する児童または小規模居住型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であって扶養義務者のいない者について、被保険者とし不在規定の整備を図るものであります。

第5条は、国民健康保険の改正に伴い、規定の整備を図るものであります。

附則第1条は、附則の追加に伴い、本条例の施行日の規定を図るものであります。

15ページをご覧ください。

附則第2条第1項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いなどのため労務に服することができない場合、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する規定の整備を図るものであります。

同条第2項は、傷病手当金の額を、1日につき、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額とし、健康保険法で規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を上限とする規定の整備を図るものであります。

同条第3項は、傷病手当の支給期間を、支給を始めた日から起算して1年6か月を上限とする規定の整備を図るものであります。

第3条は、傷病手当金について、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、この期間は傷病手当を支給せず、ただし、給与等の額が前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する規定の整備を図るものであります。

16ページをご覧ください。

第4条は、傷病手当金の支給を受ける者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、受けることができるはずであった給与等の全部または一部について、傷病手当金の一部を受けたときは傷病手当金との差額を支給する規定の整備を図るものであります。

同条第2項は、第3条に規定する給与等及び傷病手当金を受けることができるはずであった者がその全部または一部を受けることができなかつた場合、その差額を傷病手当金として町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する規定の整備を図るものであります。

議案書の附則をご覧ください。

附則は、施行期日を公布の日からとし、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 傷病手当金は会社員や公務員の方々が病気や出産で仕事を休んだ場合に支給されるわけですが、今回、国が全額負担して国民健康保険の被保険者にも適用されるということでは、コロナに関連しての感染疑いですが、非常に大きな前進だと考えます。

ところが、一つ問題点がありまして、自営業主は当てはまらなないと。被保険者でも家族従業員がコロナ感染疑いになった場合には、休んだ場合には支給されますけれども、自営業者、事業主にはこれは当てはまらなないということになっているわけですが、これはなぜなのでしょう。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 傷病手当金の支給対象に、自営業者等の事業主が対象となっていないのではないかというふうなご質問でございます。

議員のご質問にもございましたように、健康保険法による保険制度、社会保険等につきましては、以前から、事業主の負担も行いながら、医療給付などと併せて傷病手当金の支給を行っております。この支給につきましては、労働者の生活のための所得補償として行っておりまして、ひいては雇用の確保にもつながっているものというふうにご考えております。

一方、国民健康保険につきましては、先日の議会全員協議会でもご説明いたしましたが、まずは医療体制の確保、そして医療を受けた場合の負担の軽減を図ることを目的としているというふうなことでございまして、国民健康保険につきましては、こういった給付につきましては任意給付というようなことで、自助努力を行って、財政的にも安定的な運営ができる場合に給付を行うというふうなことで、現在、多くの保険制度、国民健康保険のほうでは出産一時金、そして葬祭費のみをこの任意給付というふうにごしているところでございます。今般、国の補助制度がございまして、そこに傷病手当金を追加をさせていただいたというふうなことでございます。

ご質問にありました事業主への対応につきましては、このような制度間の、さらには被保険者間の平等性の確保などの観点から、今後、さらに国レベルでも、制度の設計上も、議論をいただきながら方向性を調整していく必要があるのではないかというふうにご考えているところでございます。

改めまして、事業主につきましては、業務の管理の方法とか所得把握の課題、さらには、先ほど申し上げたような事業主負担の有無などにつきまして、整理が必要かなというふうにご

考えているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、まずは傷病手当金を支給しないのが一番望ましいと思いますので、感染症の防止に努めるのがまず先決かなというふうに考えております。

そして、このような状況も踏まえまして、まずは本町では、主たる生計を維持する方の収入としましては、年金のほか、自営業者や農業に関わる方、収入の方が200世帯前後おりますので、まずはこういった方の負担軽減を大優先すべきではないかというふうなことで、別途提案をさせていただいております補正予算で、全世帯一律2割軽減を優先をして負担軽減を図るべきだというふうな町長の判断から、まずは傷病手当金と負担軽減について、今回、条例と併せて補正を提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 家族従業者だけに限ったということは、国がそこにだけ財政負担をするということで絞ったということで、国の責任が非常に大きいわけですがけれども、やはりどうしても家族経営でやっている場合に、もしコロナ感染とか疑いあった場合には、従業者だけが対象で事業主はならないというのはやっぱりおかしいということで、今、町独自で単独に事業主の傷病給付金をつくるというのが、今、町で、各市町村で少しずつ増えているところです。ですから、ぜひこういうことも、ほかの市町村も見ながら、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 傷病手当、労働者の方に対して支給されるということは、感染の疑いも含めてということで、非常にいいことだというふうに思っております。

事業主に関しては、事業そのものの運営もあるわけですから、事業そのものの支援というものも別に考慮していただきたいというふうに思います。

ただ、今回は町独自として一律2割、国保税の軽減をするということに対しては、非常に加入者の方にとっては喜ばしいことだというふうに思っております。

この財源について、基金で対応すると約2,000万というふうに書いてありますけれども、基金については急激な医療費の増加等に対応するために積み立てているわけでございますけれども、この2,000万取崩しして、基金としてはどのぐらい保有になって、今後、財政運営上、国保を安定的に運営できるのかどうかをお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの荒木議員からの基金の状況についてでございます。

令和元年度末の基金残高につきましては、1億6,548万1,000円ほどとなっております。

現在の決算見込みでは、総額で9,696万8,000円ほど繰り越す予定となっておりますが、そのうち国等への返還分、補助等の負担の返還分がございますので、実質繰越額は7,955万2,000円ほどというふうな見込みを立てているところでございます。

国民健康保険につきましては、県広域化ということで、平成30年から令和5年度までを期間としまして方針が示されて、安定的な運営を図っていくというふうなことでござっておりますが、本年度、中間年に当たるというふうなことで、再度、見直しが全体的に図られまして、最終目標であります県内統一の税率なども協議をするというふうなことでござっておりますので、その辺の協議の状況を踏まえて、今後、安定的な運営をさらに図っていくよう検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） コロナについては第2波、第3波も心配されるところであります。

そういった基金の状況を見ながら今後に対応していただきたいと思っておりますし、健全な経営を行っていただくようお願いいたします。

以上です。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第34号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政支援に関する厚生労働省からの通知に伴う、傷病手当金の手続に関わる改正であります。

新旧対照表17ページをご覧ください。

第2条は、西川町において行う事務に、傷病手当金の支給について、広域連合条例附則第7条の規定に基づき、国民健康保険条例の改正内容と同様の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付を追加する規定の整備を図るものであります。

議案書の附則をご覧ください。

附則は、施行期日を公布の日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第35号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をさせていただきます。

再開は10時40分にいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第36号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第36号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,581万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,009万7,000円といたすものであります。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正並びに国県等支出金の交付決定及び町有施設の修繕などに係る補正、さらに地方債の補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の13ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきましてご説明を申し上げます。

13ページの第2款第1項第5目企画費につきましては、システム改修業務委託料288万5,000円を追加するものでありますが、この内訳は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴う児童手当臨時特別給付金給付システム改修業務委託料33万円、児童システム改修業務委託料33万円、住民基本台帳システム改修業務委託料222万5,000円であります。備品購入費は、オンライン会議システム購入費25万6,000円を追加するものであります。

この第5目企画費で新型コロナウイルス感染症対策経費は、児童手当臨時特別給付金納付システム改修業務委託料33万円、オンライン会議システム購入費25万6,000円、合計58万6,000円であります。

特定財源につきましては、児童手当交付金22万円、社会保障番号制度システム改修費補助金220万8,000円、合計242万8,000円の国庫支出金であります。

第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、通称デジタル手続法と戸籍法の改正に伴い令和5年度までに戸籍にマイナンバーを連結するために、戸籍附票システム及び戸籍情報システムの改修業務委託料642万4,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫支出金の社会保障番号制度システム改修費補助金864万

9,000円であります。

第7項第1目開発費につきましては、水沢温泉館銘水風呂撤去に伴い修繕料162万8,000円を工事請負費へ組み替え、委託料は水沢温泉館大浴場調査業務委託料13万2,000円、備品購入費は水沢及び大井沢温泉館の除菌脱臭機購入費92万4,000円、出資金は株式会社大沼破産による株式買取り金299万円を、それぞれ追加するものであります。

この第1目開発費で新型コロナウイルス感染症対策経費は、水沢及び大井沢温泉館の除菌脱臭機購入費92万4,000円であります。

14ページをお開きいただきまして、第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、海味温泉の除菌脱臭機購入費46万2,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、補正額の財源内訳の欄をご覧くださいまして、おむつ代等を助成している子育て応援事業の地方債の充当率の変更に伴い、20万円を追加するものであります。

第2目児童措置費につきましては、2つの事務事業があり、1つは、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、令和2年3月分の児童手当を受給している世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を国が上乗せ支給する子育て世帯臨時特別給付金給付事業であります。この事業に係る追加の額は時間外勤務手当3万円、消耗品費3万8,000円、書類を郵送するための通信運搬費7万4,000円、口座振込のための手数料2万8,000円、子育て世帯臨時特別給付金500万円で、全額国庫支出金であります。

残りの一つは、町独自の新型コロナウイルス感染症対策の子育て支援であり、令和2年度において高校生までの子どもを養育している世帯に対し、その対象者1人当たり1万円を町が支給する西川町子育て世帯臨時特別給付金給付事業であります。この事業に係る追加の額は、書類を郵送するための通信運搬費1万7,000円、口座振込のための手数料3万3,000円、西川町子育て世帯臨時特別給付金600万円の合計605万円であります。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業及び西川町子育て世帯臨時特別給付金事業ともに6月下旬に給付金を支給する予定であります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、平成30年度未熟児療育医療費等国庫負担金の額の確定に伴う返還金14万4,000円を追加するものであります。

第5目保健指導費につきましては、65歳以上の方へマスクを郵送するための通信運搬費18万3,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。特定財源の

その他100万円は、新型コロナウイルス感染症感染防止のために株式会社TKC様から頂きました寄附金であります。

15ページをご覧いただきまして、第4項第1目水道費につきましては、水道用地売却に伴う収益の増額により水道事業会計繰出金272万8,000円を減額するものであります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してきた中で、感染症対策経費といたしまして、臨時休校等により学童保育施設を利用してきた東京都品川区の児童へ送付する西山杉輪ゴム鉄砲キット22万円、それを郵送するための通信運搬費5,000円を、それぞれ追加するものであります。

測量設計業務委託料250万円及び工事請負費220万円は、ワイン加工用ブドウ園地整備のために追加するもので、特定財源といたしまして、県支出金の山形県農業基盤整備促進事業費補助金291万4,000円、西川町農地耕作条件改善事業分担金23万5,000円を、それぞれ充てるものであります。

園芸大国やまがた産地育成支援事業補助金62万3,000円を追加し、特定財源といたしまして、県支出金の園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金51万8,000円を充てるものであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、アグリマイティー資金（コロナ対策資金）利子補給負担金4万4,000円、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金11万3,000円をそれぞれ追加し、11万3,000円のうち特定財源といたしまして、県支出金の山形県災害経営安定対策資金利子補給金7万4,000円を充てるものであります。

第5目畜産振興費につきましては、仁田山放牧場の管理棟の雪害に伴う屋根ふき替え修繕料並びに倉庫外壁修繕料195万1,000円を追加し、特定財源といたしまして、自動車建物等共済金89万1,000円を充てるものであります。

第7目農地費につきましては、西岩根沢地区簡易排水処理施設ブロー故障に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金35万8,000円を追加するものであります。

16ページをお開きいただきまして、第7款第1項第2目商工振興費につきましては、町内宿泊飲食券交付事業の各世帯へ宿泊飲食券を郵送するための通信運搬費59万2,000円、口座振込のための手数料2万7,000円をそれぞれ追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

第3目観光費につきましては、町内の宿泊施設へ観光客を呼び戻すための西川町プレミアム付旅行キャンペーン実施並びに一般社団法人月山朝日観光協会事業負担金軽減に伴う観光

協会地域経済変動対策補助金550万円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。特定財源の地方債160万円の追加につきましては、一般社団法人月山朝日観光協会へ助成している観光推進機能強化事業の地方債の充当率の変更に伴い追加するものであります。

第10款第1項第2目事務局費につきましては、帰省できない、アルバイトができないなどの状況にある町内出身の学生に米や月山自然水などのふるさとの味と支援の気持ちを届ける学生支援事業委託料104万4,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。

スクールバス購入に伴い、検査登録のための手数料7万4,000円、自賠責保険料1万6,000円、スクールバス購入費510万7,000円、17ページをご覧くださいまして、自動車重量税1万3,000円を、それぞれ追加するものであります。スクールバス購入のための特定財源といたしまして、国庫支出金のへき地児童生徒援助費等補助金181万1,000円を追加するものであります。

16ページにお戻りいただきまして、備品購入費は、児童・生徒1人1台の情報端末整備を目指すGIGAスクール構想に伴う端末整備費1,707万9,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。端末整備のための特定財源といたしまして、国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金930万円を追加するものであります。

山形県若者定着支援基金出捐金171万6,000円の追加につきましては、若者の県内回帰定着促進のため、大学等を卒業後、県内で居住、就業する学生の皆さんの奨学金返還を支援するためのもので、市町村連携枠の認定対象者の増加に伴い追加するものであります。

17ページをご覧くださいまして、第2項第1目学校管理費につきましては、小学校指導者用デジタル教科書購入費40万7,000円を追加するものであります。

第2目教育振興費につきましては、西川小学校児童の人権意識を培うための人権教育研究推進事業委託料27万8,000円を追加するもので、全額、県支出金の山形県人権教育研究推進事業委託料を充てるものであります。

第3項第2目教育振興費につきましては、西川中学校生徒の人権意識を培うための人権教育研究推進事業委託料27万8,000円を追加するもので、全額、県支出金の山形県人権教育研究推進事業委託料を充てるものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当のための費用弁償4万8,000円を追加するものであります。

一般コミュニティ助成事業助成金250万円の追加につきましては、大井沢区のやぐら照明設備、放送設備等整備事業に伴い追加するもので、全額、一般財団法人日本宝くじ協会助成金を充てるものであります。

18ページをお開きいただきまして、第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、自然と匠の伝承館の紙すき網直し修繕料14万1,000円、博物館連絡協議会負担金4,000円を、それぞれ追加するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、補正額の財源内訳の欄をご覧くださいまして、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備事業について、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金930万9,000円の内示に伴い、地方債920万円を減額するものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、令和2年3月の学校休校に伴う学校給食材料の牛乳及びでん粉の賠償金8万3,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策経費であります。特定財源につきましては、国庫支出金の学校臨時対策補助金6万1,000円であります。

第2目体育施設費につきましては、町民体育館アリーナ壁面改修工事請負費8万8,000円をコンサル業務委託料へ組み替えるものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策経費が3,808万2,000円、それ以外の経費が2,773万1,000円、合計6,581万3,000円であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第12款分担金及び負担金23万5,000円、第14款国庫支出金2,774万9,000円、10ページをお開きいただきまして、第15款県支出金406万2,000円、第17款寄附金100万円、11ページもご覧くださいながら、第18款繰入金535万1,000円、第19款繰越金2,211万6,000円、第20款諸収入1,270万円をそれぞれ追加し、12ページもお開きいただきながら、第21款町債740万円を減額するものであります。

次に、地方債についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、歳出でご説明を申し上げましたとおり、月山湖カヌースプリント競技場整備事業については、特定財源の振替により限度額1,630万円を710万円に減額

し、子育て応援事業については地方債の充当率の変更により限度額300万円を320万円に、同じく観光推進機能強化事業についても地方債の充当率の変更により限度額800万円を960万円に、それぞれ増額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 私からは、4点ほど質問を申し上げたいというふうに思います。

1つは13ページ、2款7項1目総務費、開発費であります。株式会社大沼の破産による出資金299万円があるわけでありましてけれども、株式の買取りというような説明ありましたけれども、この仕組みについて、倒産したところからの株式を買い取るという行為がどういうものなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。それが第1点であります。

第2点、15ページ、6款1項4目農林水産業費であります。東京、品川区児童との交流事業があるわけでありましてけれども、これらの内容について、先ほど説明ありました西山杉を使ったキットの送付というようなことありましたけれども、これらについて、これを発展させまして、例えば、まちづくり応援団の交流のときの参加であるとか、広くその交流を広めていくというような意味合いからの事業に発展させることはできないか、それから、姉妹都市としての締結など考えはないのか、そして、西川町の児童・生徒との交流の場を広げる考えなどないのか、その件をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、10款1項3目、16ページであります。教育費の中でスクールバスの購入がありました。多分、更改をするというふうになるんだと思いますが、何号車を更改するのか、それから何年たっている車なのか、それから、今回購入するバスについては何人乗りのバスを予定しているのか、今のバスとの比較などを説明いただければというふうに思います。

それから、14ページ、4款1項1目の衛生費であります。その中で、コロナ対策によつてのTKCからの寄附金によってマスクの送付、通信運搬費が計上されております。これらについて今回の補正で出ておりますが、既にもう行われた事業なのではないかというふうに思いますし、予算が決定される前に事業が進められているという状況について、どういうふうに処理をしたのかお尋ねをしたいと。

それから、同じ内容であります。16ページです。7款1項通信運搬費であります。宿

泊飲食券の送付、これらについても同じように、事業が先にされているというようなことがあるわけでありますが、その今回の補正前の事業の進み方について説明いただければというふうに思います。

以上でございます。

古澤議長 1点目の大沼の買取り等々には、高橋副町長。

高橋副町長 佐藤議員の大沼の株式の買取りの件についてですけれども、新聞でも報道されましたように株式会社大沼が破綻をしたというようなことで、一つは総合開発の株が誰かに渡るといふのをなるべく避けたいという狙いがあります。ただ、総合開発株式会社の株を誰か買う人がいるかということもあるんですけれども、どなたかに渡ってしまうということなるべく避けたいというようなことが一つございました。

これは、昨日の布川専務の報告の中でもございましたけれども、債権者集会はまだ先送りになっているわけですが、大沼の負債の整理というようなことで管財人が整理をしているわけですが、そこでこちらのほうから管財人と話をさせていただいて、競売に移る前に交渉をさせていただいて、そして価格の交渉をさせていただいて、経過としましては、管財人の方と交渉させていただいて、管財人から裁判所のほうと協議をさせていただいて、そして買い取るということになったというような経過でございます。

それで、額につきましては、額面は700万ということですが、決算報告でも申し上げましたように純資産が5,600万ということで、おおよそ半分でございます。大沼さんも株主でございました。取締役として一緒に経営に参加をされておったわけですので、それらのこと、それから、これは直接買取り価格には関係ないと思うんですが、これまで大沼さんも参加していただいた。それから大沼さんの破綻の影響で総合開発も少なからず損害を被った、そういうようなことも含めまして協議をさせていただいて、この額というふうになったところでございます。

繰り返しますけれども、例えば株式が別の業者さんに競売で移ったというふうになりますと、株式会社の経営そのものについてもいろいろと支障が出てくるということが予想されますので、そういうふうなことで交渉をさせていただいて、そして取得をしたいというようなことで、この額になっているというようなことでございます。

古澤議長 2点目の農林水産等々におきまして、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 2点目の品川区に対する西山杉関連の支援品に関しましてのご質問でございます。

皆さんご承知のとおり、品川区の不動前駅通り商店街とは10年以上経過をしまして、それぞれ交流をずっとさせていただいているところでもございました。

今年度につきましては、昨年から交付をいただきました森林環境譲与税を活用しながら、都市部への交付もございますので、そういった都市部への交付の金額も併せて、それらを活用しながら今後の交流などということで、今年度予算のほうに計上させていただいたところでもございましたが、このコロナの関係でその交流がなかなか進まないというような状況になっております。

さらには、不動前駅通り商店街も、これまで西川町と品川区との交流についても、しっかりとご支援いただきながら交流を含めて、友好関係という言葉も先ほど質問の中で出させていただいておりましたが、そういったところも含めて何とかつなげていきたいというふうなことがございました。

今回、そのような中で品川区の不動前駅通り商店街のほうからお言葉をいただきまして、ただいま学校へ、さらには保育園などが登園できない状況の中で、非常に子どもたちが疲弊しているというようなところで、何とか町からのご支援などの、これを機会に品川区との関係を深めていただけないかというふうな言葉をいただきまして、そういうふうな関係で検討させていただいた結果、西山杉の積み木などを各品川区の保育園に送らせていただければなというふうなことで確認をさせていただいたところでもございまして、今回の60セット、合計しまして22万円の金額を補正として上げさせていただいたところでもございます。

今後の関係につきましては、まちづくり応援団というふうな関係は、この中での視点はございません。さらには、姉妹都市の関係までは、どこまで進むかというようなことは分かりませんが、これを機会にして、より強固な交流が図られればなというふうなことで考えさせていただいているというようなことでもございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 3点目はスクールバス購入等々においてと、また比較について、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 佐藤議員のスクールバス購入についてお答えいたします。

このたび購入する予定にしておりますのは14人乗りのスクールバスでございます。それに伴って廃車するバスにつきましては、予備車で使っております愛称絵描きバスでございますが、こちらにつきましては平成16年に購入しておりますので、16年が経過したものになっております。こちらにつきましては定員が28名ですので、28名のバス1台を廃車いたしまして、

14人乗りに交換したいという考えであります。

古澤議長 4点目のマスク購入の件におきましては、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員からの4点目のご質問でございます65歳以上の高齢者の方へのマスクの送付並びに宿泊飲食券の郵送料、これの関係でのご質問と受け取らせていただきながら、答えさせていただきたいと存じます。

マスク、そして町民の方1人に3,000円の宿泊飲食券、これを郵送で送らせていただきました。本町におきまして、郵送でお送りした場合の郵便代につきましては、一つには、私ども総務課で管理しております一般管理経費の中で郵便料年間分を見込みながら予算措置を行って、随時、必要に応じて、必要ならば補正予算をお願い申し上げて、執行させていただいているということが一つございます。

併せまして、数々の事務事業ございますけれども、その事務事業を執行するに際して、郵便代等生じてくるような事務事業については、当初なり、あるいは補正予算の中でお願い申し上げながら、郵便代の通信運搬費、これを予算措置をいただいておりますという形で執行させていただいております。

今回、マスクと宿泊飲食券、郵送させていただいたのが5月下旬、22日金曜日頃というふうに記憶してございますけれども、郵便料の請求そのものはその月の分をまとめて役場のほうに来ますので、今もって、当然、5月下旬にお送りした郵便料については請求は来てございません。

本日、本補正予算をご可決いただいて、後に請求が来た段階で、今回計上させていただいております予算の款項目の中から、マスクの郵送料、宿泊飲食券の郵送料というような形で支出を行わせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、宿泊飲食券につきましては、世帯主の方へお送りしておりますけれども、ご案内のとおり金券というような相当分のものでございますので、簡易書留というようなことで送らせていただいて、安全を、滞りなく各世帯へ届くように配慮はさせていただいたということをお願い添えながら、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番(佐藤幸吉議員) ご回答いただきましてありがとうございます。

1つ目の大沼の出資金の件でありましたけれども、これは、そうしますとNSKの株というふうなことで理解してよろしかったんでしょうか。ということは、この補正予算の説明の

中ではそのことをうたっておりませんし、また、説明の中でも、今、副町長からお聞きしたのが初めてのようになりますので、ちょっと理解いかなかったものですから、改めてお聞きをしたところでございます。

それから、品川区の児童との交流の件でありますけれども、やはり大変、これを機会にと申しますか、これまで長く付き合いをしながら関係をつくってきた。そういう中で、やはり町のいろんな活性化のためにも、お互いに交流することによって得られるものが大きいのではないかと、こういうふうに思いますので、この件については、ぜひ何らかの形で人的交流が図られるように発展をしてほしいと、こんなふうに企画をしてほしいというふうに思っております。

先ほど、西山杉のキットを送られるということでもありますけれども、やはり物で送られてもその顔が見えないということでもありますし、やはり交流の深みが得られないのではないかと、こういうふうに思いますし、やはり物と同時に人的交流が図られるように、ぜひ企画発展をしてほしいと、こんなふうに思っております。

それから、スクールバスの件であります、14人乗りということで、これまでにはない規模のバスが購入されるということで、これまでの28人乗りから14人乗りということで半分の乗車数というふうになるわけでもありますし、これからもこの規模のものがどんどん増えてくるのかなと、こういうふうに思いますし、効率的な運用がされますように、多分、何年か経過しているバスが非常に多くなっているのではないかとこのように思いますので、効率よく予算を使える、そういう意識で今後とも対応していただきたいと、こんなふうに思うところであります。

以上でございます。

古澤議長 ほかございますか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） まず1つ目は、第6款第1項農業費になりますけれども、委託料と工事請負費にワイン加工用のブドウ園というふうにあるわけですがけれども、これ、予算が470万ついているということで、このワイン加工用のブドウ園はどのような経緯で、また、どこにするのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、コロナ関係になりますけれども、ちょっと全体的な問題ということなんですけれども、まず、私どもの議会のほうでは、町に要望書を出したときに、その要望書に基づいて、本当に町のほうでは迅速にやっていただいております。第1回目の臨時会、あるいは第

2回の臨時会、本当にいろんな面で迅速にいただいたなというふうに思います。

また、今回の補正もそうなんですけれども、やはりその中で農業関係の支援ということで要望書を出しているわけなんですけれども、その辺の調査を行うということなんですけれども、その調査が行われているのかどうか、または、これから行うとするんだったらどういう方法なのか。

そしてまた、コロナ関係全般でいえば、私は休業要請をしているのは飲食店、宿泊業だけじゃなくて道の駅ですよね。つまり、総合開発あたりが非常に大きいのではないかなと。どれぐらいの打撃があるか想像できませんけれども、そこと、それからもう一つは、月山リフトも運営しています月山観光開発ですよね。そこへの助成といいますか、補助といいますか、その辺が今回の補正でも全然見られていないわけなんですけれども、やっぱり観光立町の西川町にとっては非常に大きなところではないかなと思います。

第3セクターということも総合開発あるんでしょうけれども、第3セクターでももう補助金を出している市町村もあるわけなんですけれども、その辺が、今後考えていくのかどうか、あるいはその実態がどうなのか調べていられるのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 1点目のブドウ園等々においては、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ワインのブドウ園地の拡大への支援というふうなことで、このたび委託料250万、工事費220万というようなことで計上させていただいた件でございますが、ご承知のとおり、西川町は、総合産業振興というふうなことで、生産、加工、販売まで一体的な支援策の下に全体的な経済発展、経済振興に努めていきたいと思います、振興させていただいているところでございます。

これまで、ソバにつきましても、生産、加工、販売ということで生産から販売まで、そういった農業者と一体的な取組をさせていただいているものに対して支援をさせていただいたりしておりますが、このたびは、ワインは町内にありますトラヤワインさんでございまして、そこでは、今、産地表示の関係で、月山山麓醸造ワインということで、そこで造っているワインですよというようなことで出しているワインと、月山山麓ワインということで、西川町産のブドウで造っているワインということで出しております。

できるだけ西川産のブドウで造ったワインをこれから拡大をし、そして発展につなげていきたいというような視点がございまして、平成30年に自社の農園地拡大を睦合のところ求めましてしておりますが、さらにこのたび、荒廃園地を改修しまして、ブドウの園地に拡大

したいというふうなことでございます。

本町としまして、そういった荒廃農地等の改修、さらには全体的な産業振興の視点から、このような支援をさせていただきながら経済発展に努められればというふうなことでございまして、その支援を、農地耕作改善事業を活用させていただきながら対応したいというふうなことでございまして、よろしくご理解をいただければと思います。

以上でございます。

古澤議長 2点目の農業への支援調査等々においても、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 コロナにおける農業者への支援の対策というようなことで、調査というようなことでございます。

まず、町内における、今、影響につきましては、花卉関係について大きく影響が出ているというようなことでございまして、それらの関係につきましては、持続化交付金等の手続、さらには、それらに対する町の加算分ということで、そういった手続もしっかりさせていただきながら対応しております。

それで、さらにこれからサクランボの関係とか、いろいろ懸念されるわけでございます。

まず一つには、寒河江西村山管内のJA、そして農業関係の主管である我々農林課長が一体となりまして、県管内の情報調査、さらには西川町内のその関係について、随時、プロジェクトと言いますか、そこまでは名前は上げておりませんが、情報交換会をしながら対応をさせていただいております。それらで何が今後必要なのかということ調査をしながら、しっかりとしたコロナに対する支援体制を今後取ればなと思っているところでございます。

具体的なその案件につきましては、まだ町内における先ほど申し上げた花卉関係についてはそのような形の中でしておりますが、今後そういった懸念がありますので、そういった情報交換をしながら、しっかりとした支援体制を取っているというふうなことでございますので、ご理解をいただければというふうによりしくお願いいたします。

古澤議長 3点目の第3セクター、道の駅休業、そしてまた月山観光開発等々における休業に対しての町としての体制ということで、小川町長。

小川町長 今回のコロナで最も大きな影響が出るのは観光であります。さらに、リフトだと思っております。

ただ、リフトの社長さんともお話ししたんですが、債務保証的なものにつきましては、これは第3セクターにはできないというような現状でありまして、これは以前ですと、何とかできたんですが、法律が改正になって、自治体が債務保証をやるというようなことについて

は法令上できなくなったということでありまして、そういった意味では、今、来週中にまた月山観光の取締役会を予定しておりますので、その中での状況をお聞きしながらだと思っておりますが、町でこういった支援ができるのか、これらも含めて今後検討したいと思っております。

ですから、先ほども言いましたように、単なる赤字だというような、そういった面での補償、補填、こういったものはできないということでありまして、その中でこういった手当てをやるか、特に、間もなく、今度、東京都との県外との往来も出てきますので、そういった面も含めて検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ブドウ園ですね。ブドウ園の助成に関しては分かりました。ただ、トラヤワインさんということなんですから、非常にいいことだと思います。西川町産ということと言うのはいいことだと思いますけれども、その一企業に対して、そうやって助成していくというのはどこまでやるのかと。

今後の問題もあるんでしょうけれども、その辺が何か、いろんな西川町産で頑張っているところもありますので、それに対して、じゃ、どうなんだということもあるでしょうし、今、課長のほうから説明あったので十分分かりましたけれども、ちょっと引かかるのは、やはり一企業に対しての470万、多分、今後も出てくるかとは思いますが、その辺が、ちょっと引かかる場所ですけれども、これに関しては分かりました。

それから、農業関係でもいろんな情報交換をやりながらやっていくということなんで、ぜひとも、その辺の情報交換含めまして、また生産農家からの聞き取りとか、そういうことも含めまして、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、やはり観光立町の西川町にとっては本当に大きいのが、その辺が、月山のリフトなんかは6月いっぱい閉鎖状況だったわけですから、非常に大きい影響があるのかなというふうに思っています。今後、町長も含めて取締役会とかやるということなんで、その辺の実態をよく町のほうでもつかんでいただいて、今後の観光に影響あまりないように、あるいはその経営に影響ないように、やっぱりきちんとその辺は把握しながら進めていただきたいというふうに思っています。

以上です。

古澤議長 ほかほかございますか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） まず、一つは、トータル的に予算の歳入で、新型コロナ対策費3,800万ぐらい、あと、その他一般のやって2,700万、一般のほうは繰越しのあれで2,200万ぐらいあるので、そのコロナ対策費の3,800万、国庫とかいろいろあるんでしょうけれども、ちょっと私も分からなくて、すみません、恥を忍んで聞くんですが、昨日、私、一般質問したときも、特別臨時交付金、あれは今から申請だと。ほかのところは毎月いっぱい申請が終わっている、100項目だけに照らし合わせて該当するところを選んで、一応提出して、限度額が当町は6,900万ぐらいあるということだったんですが、その財源というのが、新型コロナ対策がそれを当て込んでいるのか別のものか分からないので、ちょっとそれは教えていただきたいということが一つあります。

あと、項目的にはちょっと前後しますけれども、先ほども出ましたけれども、バスの購入です。これは、去年、総務厚生で一応、路線バスと、あとスクールバスの一体的に考えて今後どうすべきか、車両の増減も含めてということで、確か提言をしているはずですよ。

今回、補正でほんとスクールバスの購入というものが出てきたわけですけども、そこら辺、路線バスとスクールバスとの兼ね合い、いろいろ相談をなさったのかどうか。台数もひくくめて検討しなければならないんじゃないかというふうな話をしているはずなので、そこら辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

あと、銘水館の開発費で、昨日の一般質問にもありましたけれども、補修をやったと。あそここの見る限りに大断面で非常に空間が広い浴槽なわけですけども、根元辺りもちょっと腐食云々で、それを補修を取りあえずしたということなんでしょうけれども、今後いろいろ調査をして、どの程度の改修、リニューアルするにしても、構造的、あと意匠的に調査をしなければならぬと思うんです。それを、工事を終わって、取りあえず補修をやったと。

すぐさま、ああいう空間を、構造的にうまくないんであれば、すぐ、やっぱり調査をして今後備えるべきだと思うんですけども、その調査費というのは今回の予算に反映されていないというふうに、私はこれ見た限りは思うんですけども、いつの段階でそういうことを対処するのか。そこは、それなりに腐食関係を放置していいのかどうかです。

あと、設計上の試算とか、当初やった施工屋さんとか、いろいろいるわけでしょうけれども、そこら辺は、最終的にどういう方向になるのかは別として、調査をすぐやるべきではないのかなと。予算を組んでです。そういうふうに思います。そこら辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

あと、今回、建設関係のことがほとんど予算組みになっていません。建設課のこととか、

いろいろ建設組合とかクラブとかあるわけですけども、そこら辺で、今の現状を、例えば、普通の建物ができた。でも、トイレ関係の什器関係が入ってこなくて引き渡しができないとか。あと、今、一番問題になっているのは、サプライチェーンと称して外国から物が入ってこない。ねじ一本入ってこない。くぎ一本入ってこなくて、例えば、流し台回りのIHなんかは組み立てができないというような現状が続いています。

そういう中で、側はできても物1個は来なくて引き渡しができない。引き渡しができなければお金が頂けない。要するに、俗に言う黒字倒産になってしまう。そういうのがやっぱり今あります。

ですから、町内でそういうところがあるのかないのか、それを調査したのかどうか。今のところまだ大したことないということで、いろいろ予算的には必要ないという判断であればよろしいんですけども、そこら辺、検討なされたかどうかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 1点目は、コロナ対策におけますは、佐藤総務課長、答弁。

佐藤総務課長 佐藤仁議員からただいま4点ほどご質問いただきましたけれども、私のほうから1点目、新型コロナウイルス感染症対策経費の国等からの歳入、入ってくるほうの関係のご質問でございますけれども、具体的には臨時地方創生交付金のご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

今回の交付金もそうでございますけれども、国の補助事業、様々な建物を建てるようなハードな事業でありますとか、ソフトの計画等、いろいろあるわけでございますけれども、一つには、一番最初に入ってくるのは、事業の内容等を国のほうに提出いたしまして、その事業を認可していただくと、その事業を認可あった後に交付の申請というような形でなると。そして、その交付の申請を受けて国からの交付決定がなされてくるというのは、各省庁問わず、各事業問わず、従来からの一貫した流れかなというふうに認識しております。

議員からご指摘ありました5月中に、今回、この臨時交付金の109ほどの事業の中からそれぞれ該当するであろう事業を国のほうに申請してというのは、これは、いわゆるこういった事業を私どもの自治体ではやっていきますということで上げてやっているという状況でございます。この後、国のほうで内容等を審査した後に、交付の申請をしてくれということで通知があるものと思っておりますし、昨日もそのようにご説明申し上げたところでありますけれども、そういった交付申請のスケジュールが6月中に示されるのではないかなというふうに計画を捉えているところでございます。

したがいまして、今後、補正予算の中で臨時交付金、そういった歳入部分のものについては、交付決定等がなされた段階で歳入として入れさせていただくという形になってくるといふふうに捉えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ます。

交付金については以上でございます。よろしくお願ひします。

古澤議長 2点目につきましては、スクールバス等々の購入について、荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 スクールバスの購入に関してですが、スクールバス及び町営バス、町全体の交通施策についてというような捉え方で、議員のご質問にお答えさせていただきます。

このたびのスクールバスにつきましては、平成16年購入したバスというようなことで、どうしても老朽化が進んで運行上支障があるということで、補正で対応させていただくものがあります。そして、今後の乗客の状況を見まして、小型化というようなことで対応させていただいているものであります。

町全体の町営路線バス並びにスクールバス、その他、今年、実験事業で対応していこうとしているデマンドバス等につきましては、町全体の公共交通体制いかにあるべきかということで、現在、関係課によるプロジェクトの作業チーム、検討チームをつくっております。

来年度予算までに何とかその方向性を取りまとめて対応したいというように考えておりますので、まとまりましたら、何らかの形でまた皆さんのほうにお知らせして、今後の在り方についてお示しをしたいというように思ますので、よろしくお願ひいたします。

バスにつきましては以上です。

古澤議長 3点目の銘水館の補修につきましては、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 温泉館の大規模調査につきまして、昨日の一般質問でも申し上げたところでございますが、このたび、しっかりと早めに、早急な対応が必要ではないかなというふうなご質問でございますけれども、このたび工事をさせていただく中で、隠れた部分が少し腐りなどがあるというふうなことでございますので、それが発見されましたので、ちょっと費用も大分少なく抑えながら簡易調査をまずさせていただいたところでございました。

その中で、見えない部分はちょっとモルタル等を剥がしながら調査をさせていただいて、まずは、その段階では、緊急に対応するというところまではまだいかならうというようなことでございましたので、まずは、今すぐというような状況ではないというふうに判断をしているところでございます。

ただ、やはり昨日も一般質問の中でも答弁させていただいたとおり、全体的なもうちょっ

としっかりとした調査が必要だというようなことでございますので、それに対しましては経費も必要だというふうなことでございます。

それらを十分に勘察しながら、今後、それらも踏まえて検討させていただいて、必要であれば、今後、補正などもさせていただきながら調査をし、今後の修繕に向けた検討もさせていただければなというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただければなと思います。よろしくお願いたします。

古澤議長 4点目につきましては、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 コロナの影響による建設関係への影響に関する町の対応、考え方というふうなところであるというふうに思っておりますが、我々何回も申し上げておりますけれども、4月14日からの支援チームといたしまして、当初、飲食、宿泊、小売の方々に対しまして、訪問しながら状況聞き取りしておったわけでありましたが、5月に入ってから、建設、建築関係についても影響があるというふうなところを、ちょっと状況なども把握をいたしまして、5月に入ってから、建設、建築関係66事業所についてもいろんな支援ができないかというふうなところで回らせていただいております。

前段と合わせると町の145の事業所に対しまして相談など回らせていただいておりますが、経営状況についてはなかなか把握できない部分もございまして、緊急にというような部分については、なかなか把握できていないというふうな状況ではあります。

ただ、先般、6月2日に商工会さんのほうから要望などもございました。4点ほどの要望がございまして、その中の一つとしては、住宅建築支援事業の関係で、リフォームの補助金であります。その関係についての増額というふうな部分などについてはご要望をいただいているというふうなところでありまして、要望の時期につきましては6月2日というふうなことでございますので、今後、全体的な状況を把握しながら町としては対応していくべきだというふうなことで判断をしているところであります。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） バスについては、今後の予定として台数もひっくるめて一体的に考えてくださいよというふうな提言をたしかしているはずですので、今、これをいろいろ組織を立ち上げてということで、その前にまたぼんと出てくるというのは、その点で、お互いに話し合いをして、どうしても壊れて、壊れそうなので購入しなければ駄目だというのは、それはそれではないと思うんですけれども、やっぱり町全体としての500万をかけて

購入するに当たって、やっぱり、打合せをしてやったんでは、それはそれでしょうがないですけれども、今の話ですと、今から組織を立ち上げるみたいなことで、今後進めていく中で購入というのは、ほんと、そういう提言をしている中でバスの購入と出てきたものですから、ちょっとどうなのかなということで少し質問をさせていただいたところです。

あとは、銘水館のあれです。私もいろいろ聞いたところでは、結構、あそこの柱というのは大断面で大きく太いわけですけれども、根っこのほうだというふうな話もちらっと聞いたんですが、そうしますと、あの空間を、いつ、例えば地震が来てどういうふうになるかというのを想像すると、もう想像しただけで怖いわけですよ、あの断面。

ですから、やっぱりちょっと調べて判断して大丈夫だというのであれば、それはいいんですけれども、早めにきちんとした専門の方をお願いをして、簡単に調査ではなくてきちんとした調査をやって、いいんだと言うんだらそういうお墨つきを、町民のほうに安心感を与えるためにも、そういう、していく方向のほうがいいのかなと。後で、100万、200万の調査料を削って、あら、というふうにはならないように、やっぱりしていただきたいというふうに思います。

あと、さっきの建設業に関しても、建設課長から話があるのかなと思ったら商工課のほうから話があって、あれとちょっと思ったんですが、そういうことで、先ほどの1次産業の農林、あと2次産業の製造業は今でも結構ダメージというか、危機と言うんでしょうけれども、2次産業の建設業ですね。そういう1次、2次の産業というのが、今後、徐々に、先ほども話ししましたけれども、アッパーブローのように効いてくるわけですよ、今から。そういう面に対して、やっぱり先々と打合せなりをやって、やってはいただいているんでしょうけれども、予算等に反映をさせていただいて、町として対応していただければなというふうに思います。

以上です。

古澤議長 次に、5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 私のほうからは1点なんですけれども、16ページ、10款1項2目、学生支援事業委託料、これは全員協議会のほうでも説明がありまして、学生のほうに米や自然水を送るという話がありました。これにつきまして、もうちょっと委託料の委託先と、あとは学生の住所とか、どういった方が県外に行っていらっしゃるかというのは把握するのがちょっと時間かかるという話もありましたが、この委託先と、具体的に何月頃をめぐるといふことの2点について、お尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 大泉奈美議員の質問にお答えいたします。

委託料というふうに組んでおりますので業務委託をする予定でおりますけれども、委託先につきましては、西川町総合開発に委託をする予定でおります。配送物につきましては、町で取れたお米と町で製造される麺セットを、主食のほうを送る予定でおります。また、水につきましても自然水を送る予定にしているところです。

県外にいる学生につきましては、こちらで名簿等ありませんし把握はしておりませんので、西川町に住んでいる保護者の方から申請いただくですとか、ホームページでも掲載する予定でおりますので、県外に住んでいる学生の方から直接申請をしていただくというような想定をしているところです。

スケジュールにつきましては、今回ご可決いただきましたら、お知らせ版等で、1回ではなかなか周知がし切れなと思いますので、複数にお知らせ板で掲載するとか、町のホームページで周知をしていきたいと考えております。

申請の期間につきましては、1か月半ぐらいを予定しておりまして、申請があり次第、できましたら1週間ぐらいの間にお送りするような形を取っていきたいと考えているところです。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 熱中症も、今、暑くなっております懸念されているところでありますので、ぜひ、事務的に大変かなというふうには思いますが、早めの対応をよろしく願いします。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 1点だけ、先ほど副町長のほうからの大沼の買取りの件について答弁がありましたんですけれども、大変苦しい答弁だったのかなというふうな気がしております。

いわゆる買取りについて、まだ全体の額も管財人のほうから発表はなっていない、私だけが知らないのかちょっと分かりませんが、いわゆる貢献度とか、そういうあったわけですけれども、弁護士といろいろ話しされてこういう金額になったということなんですが、こういうものの算定式みたいな何かあったんですか、こう299万にするという、で299万になったというのが。弁護士との話合いで、これぐらいでいんねがという形になったんでしょう

か。それだけちょっとお聞きしたかったので。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 算定式とか算定根拠というのは特にはないです。弁護士の先生とは、今の純資産がほぼ半分、とにかくこれが基本でした。

あと、先ほど申し上げたのは、総合開発が損失を被ったとか、そういうのは、心情的にはこういうのもあるんだよと、俺らのほうの、今まで大沼さんが取締役で取締役会議も一緒に経営に参加してんだよとか、そういうのも含めて申し上げたということでした。

だから、これはどこまで価格についてなったのかは分かりませんが、それで、具体的に言いますと、話の中では300万以内というようなことで話を進めさせていただきました。それで、弁護士の先生が裁判所のほうと協議をして、そしてこの価格になったというふうなことです。

だから、特に何%とか、そういうふうな明細な基準は聞いておりません。

古澤議長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書(案)をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,850万3,000円といたすものであります。

7ページをご覧ください。

歳出から説明を申し上げます。

2款6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、働く方が感染または感染の疑いがある場合に療養や感染防止の観点から休みやすい環境を整備するため、労務に服することができなくなった日から起算し、3日間を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について傷病手当金を支給するため、113万8,000円を追加するものであります。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、国保基準による新型コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る令和2年2月1日から3月末までに納期となっている令和元年度の過年度分の国民健康保険税の減免の申請があった場合に還付を行うため、100万円を追加するものであります。

歳入につきまして、説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、町独自に新型コロナ感染症の影響による被保険者の財政負担の軽減を図るため、令和2年度課税の国民健康保険税について全世帯一律に2割の減免を行うため2,000万円、国保基準による減免の申請があった場合の減免分として500万円、合計2,500万円について、1節医療給付費分課税分1,697万5,000円、2節後期高齢者支援金分課税分577万5,000円、3節介護納付金分課税分225万円をそれぞれ減額するものであります。

4款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、令和2年度課税分国民健康保険税の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の上限額を想定しております現年度課税分500万円の減免について、10分の6の国庫補助金300万円を追加するものであります。

5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、令和2年度課税の国民健康保険税の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の現年度課税分500万円の減免額につい

て10分の4並びに令和元年度の課税減額分100万円及び傷病手当金113万8,000円、それぞれ10分の10、合計413万8,000円の特別調整交付金を追加するものであります。

7款2項1目基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者財政負担の軽減を図るため、令和2年度課税分の国民健康保険税の全世帯一律2割減免を行うため、2,000万円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,896万6,000円といたすものであります。

4ページをご覧ください。

歳出からご説明いたします。

2款1項2目簡易排水施設管理費の第14節工事請負費に35万8,000円を追加するものであります。西岩根沢地区簡易排水処理施設のブロワー1機が経年劣化により修繕不可能となったため、新たなブロワーに更新する工事費を追加するものであります。

歳入については、2款1項1目一般会計繰入金35万8,000円に対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第38号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)について補足説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

第3条予算の収益的収入及び支出の既定の予算予定額2億1,079万2,000円を収入支出それぞれ227万2,000円増額し、収益的収入及び支出の総額を2億1,306万4,000円といたすものであります。

3ページをご覧ください。

支出から説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費については、主要地方道大江・西川線道路陥没に伴う漏水修理委託200万円、1款1項4目総係費につきましては、有限会社ブナの森への貸付地及びその付随する用地を売却するための不動産鑑定委託料27万2,000円を増額するものであります。

収入につきましては、一般会計からの補助金272万8,000円を減額し、水道用地の売却益500万円を計上し、対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第7、議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）、追加日程第8、議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第7、同じく追加日程第8を直ちに議題とすることに決定しました。

2議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第40号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,394万7,000円といたすものであります。

補正内容は、公共下水道事業の処理場修繕に伴う、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り出しに係る補正であります。

歳出につきましては、第8款土木費において、公共下水道事業特別会計繰出金385万円を追加するものであります。

歳入につきましては、第18款繰入金385万円を追加するものであります。

議第41号につきましては、令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,495万2,000円といたすものであります。

歳出につきましては、西川浄化センターの1系最終沈殿池汚泥かき寄せ機の不具合を修繕するため、修繕料385万円を追加するものであります。

歳入につきましては、全額一般会計繰入金で対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 追加日程第7、議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第40号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,394万7,000円といたすものであります。

補正予算の内容は、公共下水道事業の処理場修繕に伴う、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出しに係る補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の4ページ、3、歳出をご覧ください。

4ページの第8款第4項第2目公共下水道費につきましては、公共下水道事業の処理場であります西川町大字睦合地内の西川浄化センターの1系最終沈殿池汚泥かき寄せ機不具合の修繕に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金385万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

同じく4ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいまご説明を申し上げました公共下水道事業特別会計の繰出金につきましては、第18款繰入金385万円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第8、議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第41号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,495万2,000円といたすものであります。

歳出からご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款1項2目処理場管理費、10節需用費に修繕料385万円を追加するものであります。

睦合地内の西川浄化センター第1系最終沈殿池汚泥かき寄せ機の軸受部分が経年劣化により摩耗し、水面のごみを受け取るパイプ隙間が作動しなくなったため、不具合のある部品を交換し、修繕するものであります。

歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金385万円に対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第2号

古澤議長 日程第2、報告第2号 令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第2号 令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

お手元の繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載いたしております5事業につきましては、令和2年3月の第1回定例会の一般会計補正予算(第4号)の中で繰越明許費として計上いたしましたものであります。

1つ目の第6款農林水産業費、第1項農業費の園芸振興対策事業につきましては、海味及び吉川地内の啓翁桜の園地に係る農地耕作条件改善のための事業費2,187万1,000円の事業であります。財源内訳は、県支出金1,303万3,000円、分担金及び負担金は西川町農地耕作条件改善事業分担金109万3,000円、一般財源774万5,000円であります。

2つ目の同じく第6款農林水産業費、第1項農業費の農村地域防災減災事業につきましては、防災重点ため池の睦合地内の西沢、吉川地内の前堤、松本2号及び中沢2号、沼山地内の長沼の5か所のため池のハザードマップ作成のための事業費56万円の事業であります。財源内訳は、県支出金50万円、一般財源6万円であります。

3つ目の第7款商工費、第1項商工費の観光施設管理整備事業につきましては、月山志津温泉源泉発掘調査のための事業費2,315万円の事業であります。財源内訳は、西川町ふるさとづくり基金2,315万円であります。

4つ目の第8款土木費、第2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、大井沢地内の町道根子・清水原線の後沢橋及び根子沢橋並びに海味地内の町道大下・海の宿線の海味川橋の橋梁補修工事に係る積算業務、さらには、後沢橋橋梁補修工事のための事業費1,500万円の事業であります。財源内訳は、国庫支出金940万5,000円、一般財源は559万5,000円であります。

最後、5つ目の第10款教育費、第1項教育総務費の教育用コンピュータ整備事業につつま

しては、児童・生徒1人1台の情報端末整備を目指すGIGAスクール構想に伴う、西川小学校及び西川中学校の校内通信ネットワーク整備のための事業費2,062万4,000円の事業であります。財源内訳は、国庫支出金569万1,000円、町債920万円、一般財源573万3,000円であります。

以上、5事業繰越額8,120万5,000円、財源内訳は、既収入特定財源2,315万円、国庫支出金2,862万9,000円、町債920万円、分担金及び負担金109万3,000円、一般財源1,913万3,000円であります。

以上のとおり報告申し上げます。

以上でございます。

報告第3号

古澤議長 日程第3、報告第3号 第29期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。報告を求めます。

高橋代表取締役。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 高橋勇吉君 登壇〕

高橋代表取締役 第29期西川町総合開発株式会社の経営状況についてご報告申し上げます。

当期における県内経済は、消費税増税を乗り切り、夏のオリンピック開催に向け緩やかな回復基調にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月から3月にかけて急激に悪化してきております。

このような状況下、当社は、道の駅にしかわ売店、レストラン、月山自然水、月山ビール製造販売のほか、指定管理事業等の各事業にわたり経営の効率化を図るとともに、商品開発やOEMの推進と新規販売先の獲得を図るなど、需要の拡大を図ってまいりました。しかしながら、当社主要取引先の破綻などから、業容は前年並みを確保したものの、収益は減少しました。

この結果、当期売上高は、前期より400万円減の4億9,400万円、経常利益は前期より444万1,000円減の223万円、当期純利益は前期より198万2,000円減の450万4,000円となりましたが、3年連続の黒字決算となりました。

また、当期における総資産は、前期会計年度末と比較して1,145万7,000円増加し、1億

740万8,000円となりました。負債は5,101万4,000円と前期より695万4,000円増加しました。純資産合計は、利益剰余金が450万4,000円増加したことにより、5,639万4,000円となりました。

新型コロナウイルス感染症により、銘水館売店、レストラン、月山自然水、月山ビールなど、全ての売上げにおいて多大の影響があり、西川町総合開発株式会社の経営は一層厳しさを増しておりますが、町の地場産業振興と総合交流拠点としての第三セクターの役割を果たしていくために、社員一丸となってこの状況を克服し、努力してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

古澤議長 ここで、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 入場〕

報告第4号

古澤議長 日程第4、報告第4号 第14期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 登壇〕

高橋代表取締役社長 日頃、当農業法人株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用いただき、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

第14期令和元年度業務概況についてをご報告申し上げます。

令和元年度の作柄については、田植期以降、おおむね天候に恵まれ、7月上中旬は低温、日照不足傾向となったものの、7月下旬以降、天候が回復したことから、山形県の作柄についてはやや良となりました。

また、概算金については、県産主力品種である「はえぬき」が前年度より100円高、また、県産ブランド米「つや姫」と本格デビュー2年目の「雪若丸」は300円高となりました。しかし、全国的に米の消費量は減少しており、産地間のブランド米競争が激化していることが

ら、販売価格はおおむね据え置きとなりました。

当社の取扱実績については、精米数量で490トン、計画対比123%、前年対比100%、金額で5,848万4,000円、計画対比93%、前年対比65%と、取扱数量は前年対比ほぼ同数となったものの、売上金額は前年度を大幅に減少した結果となりました。売上実績減少の要因として、総務省によるふるさと納税返礼割合を3割以下とする制度徹底により、西川町のふるさと納税返礼品が大幅に減少したことが要因として考えられます。前年度納税返礼品のはえぬき、つや姫の取扱数量が1,876俵、売上金額で3,660万2,000円の実績がありましたが、今年度ははえぬき、つや姫の取扱数量が160俵、売上金額で329万4,000円と大幅な減少となりました。

委託精米加工については、河北町のふるさと納税返礼品としての精米委託が、地元精米工場への委託等により、ほぼゼロとなりましたが、新規に寒河江市のふるさと納税返礼品としての精米委託を受注することができ、委託数量として、はえぬき5キログラム精米袋で5万4,000袋、玄米換算で5,000俵、搗精費756万円の実績を計上することができました。また、大江町のふるさと納税返礼品の精米も新規に取扱いすることができました。

さらに、業務用米の拡大を図った結果、寒河江市内、天童市内の焼き肉店、また、山形市内、南陽市内の老人ホーム等にも新規に納入することができました。

白い発芽胚芽米、月山まんま及びつや姫発芽米の販売実績は、数量で8.4トン、前年対比90%、金額で302万4,000円、前年対比89%と前年を下回る実績となりました。

また、昨年度に引き続き、子育て応援米給付事業と学校給食用米への供給は17.7トン、金額で753万4,000円の実績となりました。

以上のとおり、今年度は、精米量拡大と収益性の向上を目指して事業をした結果、経常利益は682万円の黒字決算となりました。令和2年度におかれましては全額黒字になるように、専務、社員とも頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

詳細は6月3日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも米月山の事業運営にご指導、ご協力、ご利用をお願いをいたしまして、報告いたします。

古澤議長　ここで、高橋代表取締役社長の退場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　高橋春二君　退場〕

請願の審査報告

古澤議長 日程第5、請願の審査報告を議題とします。

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤幸吉議員。

〔産業建設常任委員長 佐藤幸吉議員 登壇〕

産業建設常任委員長（佐藤幸吉議員） 産業建設常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてあります請願審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

本委員会は、付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

1 件名

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書について

2 付託年月日

令和2年6月3日

3 審査の結果

願意は正当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤哲治議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、
審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせて
いただきます。

1 件名

請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

2 付託年月日

令和 2 年 6 月 3 日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適
当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上
げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第 2 号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、請願第 2 号は採択とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第 6、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

古澤議長 ただいま 8 番、佐藤幸吉議員から発議第 2 号 免税軽油制度の継続を求める意見書が、9 番、伊藤哲治議員から発議第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書が提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第 9、発議第 2 号 免税軽油制度の継続を求める意見書、追加日程第10、発議第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第9、発議第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 登壇〕

8番（佐藤幸吉議員） 免税軽油制度の継続を求める意見書ではありますが、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第10 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ではありますが、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時55分